

第3期

多賀町地域福祉計画

みんなの絆で支えあう
安心と温もりのある福祉のまち



令和6年3月
多賀町

はじめに

本町では、平成 26 年3月に「第1期多賀町地域福祉計画」を策定、その後、平成 31 年3月に「第2期多賀町地域福祉計画」を策定する中で、地域福祉への理解を一層深め、町、社会福祉協議会、自治会、地域活動団体、ボランティア、学校、事業所等のさらなる連携強化による地域力の向上に向けて、基本理念「みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち」を継承しながら、住民の皆さまとともに取り組んで参りました。



一方で、我が国全体の少子化・高齢化とこれに伴う人口減少を背景として、社会的孤立、8050問題やダブルケアといった複合的な課題を抱えた世帯を含め、生活不安・ストレスを抱える人の増加・拡大は継続しているといわれています。

また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、対面によるコミュニケーションや地域活動を阻害し、様々な福祉課題を深刻化させるだけでなく、これまでその解決に寄与してきた「地域の“支えあい”の力(=地域の福祉力)」を低下させる状況を生み出しました。

こうした社会情勢の変化や、国の制度改正等も踏まえつつ、これまで以上に本町の地域福祉を推進するため、「第3期多賀町地域福祉計画」を策定いたしました。

時代や社会が移り変わっても、本町で暮らす住民をはじめとした、地域のつながり、すなわち「みんなの絆」で支えあうことの重要性は変わるものではありません。

安心と温もりのある福祉のまちの実現に向けて、つながり、支えあう地域福祉をめざし、住民の皆さまのさらなるご理解と参画を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりましてご尽力賜りました地域福祉計画策定委員会の皆さまはじめ、住民アンケートといった様々なご協力を賜りました住民の皆さま、関係機関の方々に心から厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、地域福祉の推進にご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

多賀町長 久保久良

目次

総論	1
第1章 計画策定の趣旨.....	3
1 計画策定の背景.....	3
2 地域福祉とは.....	4
3 地域福祉計画とは.....	6
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定体制.....	7
第2章 多賀町の地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
1 統計データ等からみる現状.....	8
2 アンケート調査からみる現状と課題.....	11
3 ワークショップからみる課題等.....	13
4 第2期多賀町地域福祉計画の評価.....	14
5 地域の福祉資源等.....	16
6 本計画で取り組むべき重点課題.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	19
1 計画の基本理念.....	19
2 計画の基本目標.....	20
3 施策の体系.....	21
計画編	23
第1章 施策の展開.....	25
基本目標1 地域福祉の多様な担い手育成.....	25
基本目標2 絆を強めるための地域の仕組みづくり.....	29
基本目標3 地域共生社会の実現に向けた福祉基盤整備.....	34
【重点施策】重層的支援体制整備事業の推進.....	45
第2章 計画の推進体制.....	46
1 計画の推進体制.....	46
2 計画の進行管理.....	47
資料編	49
1 計画策定の経過等.....	51
2 基礎調査結果の詳細.....	53

総論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

本町では、地域福祉を推進し、本町で暮らすすべての住民が絆を強め、互いに支えあい、安心と温もりのある福祉のまちをめざし、平成30年度に「第2期多賀町地域福祉計画」を策定し、その実現に向けた取り組みを進めてきました。

この間も我が国全体の少子化・高齢化とこれに伴う人口減少を背景として、社会的孤立、8050問題¹やダブルケア²といった複合的な課題を抱えた世帯を含め、生活不安・ストレスを抱える人の増加・拡大は継続しているといわれています。

こうした状況は、特に経済基盤や生活基盤が整っていない若年層を中心に懸念されており、コミュニティ³意識の希薄化、地域活動の担い手不足に拍車をかけ、その結果として、さらなる福祉課題を生み出す、という負の連鎖ともいえる状況の発生も危惧されています。

さらに令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、対面によるコミュニケーションや地域活動を阻害し、様々な福祉課題を深刻化させるだけでなく、これまでその解決に寄与してきた「地域の“支えあい”の力(=地域の福祉力)」をさらに低下させる状況を生み出しました。

そうした中で国においては、地域共生社会の実現を図るため、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための重層的支援体制整備事業の創設や、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO⁴法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度の創設を盛り込んだ改正社会福祉法を令和3年4月に施行しました。

これを受けて滋賀県においても「県内すべての市町における重層的支援体制整備事業の実施」を目標とした滋賀県地域福祉支援計画を令和3年10月に策定しています。

本町においては、「第2期多賀町地域福祉計画」の計画期間が満了となる中で、こうした社会情勢の変化や、国の制度改正等も踏まえつつ、これまで以上に本町の地域福祉を推進し、「第1期多賀町地域福祉計画」から継承してきた基本理念「みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち」の実現をめざし、「第3期多賀町地域福祉計画」を策定します。

なお、本計画は、本町における自殺予防対策を行うための「多賀町自殺対策計画」、本町の権利擁護支援の指針となる「多賀町成年後見制度⁵利用促進基本計画」、地域における再犯防止の取り組みを推進するための「多賀町再犯防止推進計画」と一体的に策定し、推進します。

¹ ひきこもりの長期化等により、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。

² 子育てと親の介護を同時に行うこと。

³ 一定の地理的範囲に居住し、地域性と共同意識を持つ人々の集合体のこと。

⁴ Nonprofit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

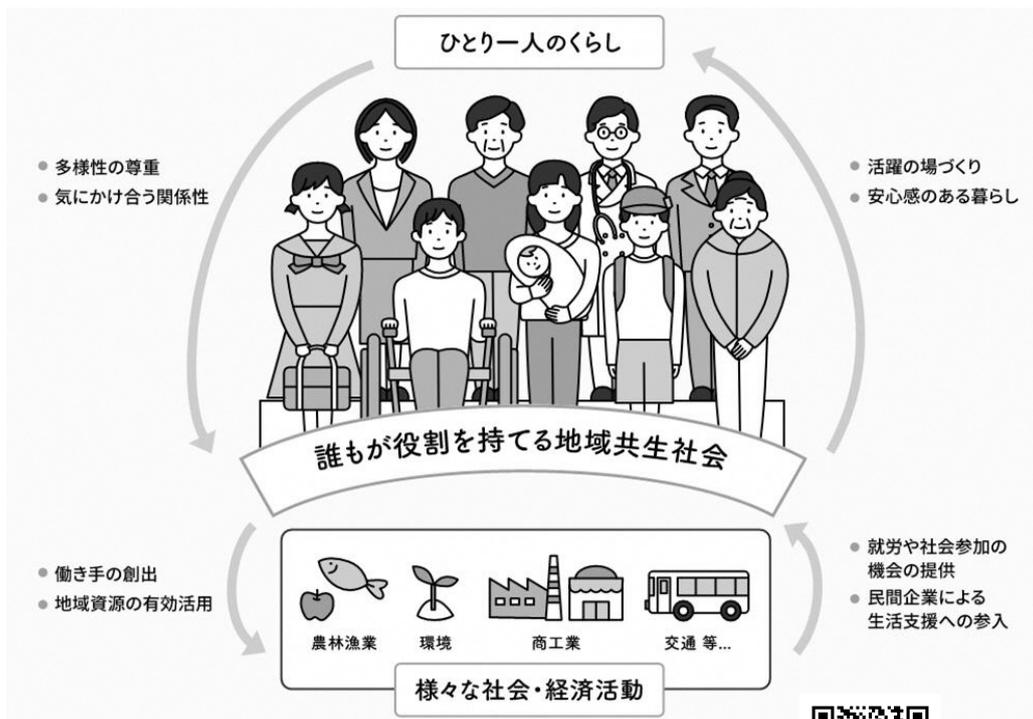
⁵ 認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な人を保護するため、契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消すことができるようにすること等により、これらの人を不利益から守る制度。

2 地域福祉とは

(1) 地域共生社会の制度的位置づけ

〈地域共生社会とは〉

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、
地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、
人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



※出典：「地域共生社会のポータルサイト(厚生労働省)」
(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

<参考：国が示す地域共生社会実現に向けた「重層的支援体制整備事業」の構成事業概要>

主要な3つの支援事業	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わない包括的な相談(複合課題は多機関協働事業へ) ・支援機関のネットワーク化
	参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援 ・利用者ニーズを踏まえたマッチング、メニュー作成 ・本人への定着支援+受け入れ先への支援
	地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代の交流の場や居場所の整備 ・個別の活動や人をコーディネート(→交流・参加・学びの機会づくり) ・地域のプラットフォームの形成、地域における活動の活性化
支える事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・潜在的な相談者の発見(会議やネットワーク活用) ・本人との信頼関係の構築に向けた支援
	多機関協働事業 ※事業の中核	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築 ・支援関係機関の役割分担

(2) 地域福祉の考え方

地域福祉とは、本町で暮らすすべての人が絆を強め、支えあい、安心して生活することができるように、地域住民を主体として、住民自治組織や行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等の福祉関連団体に加え、企業や商店、教育機関といった地域社会を構成する多様な主体が協力しあい、助けあうことのできる地域社会を築いていこうとする取り組みや仕組みづくりのことであり、地域共生社会や、その実現に向けた推進のイメージと共通する方向性を持つものです。

また、地域福祉は、地方自治や住民自治を根本的な要件とし、地域福祉の実践を通じて、こうした自治の力や地域の力を高めていく切れ目のない取り組みであると考えられます。

(3) 地域福祉における地域の考え方

地域福祉における「地域」の範囲は、『課題を共有し、その課題に取り組む共通認識を持ち、具体的な行動を起こしやすい』範囲と捉えます。

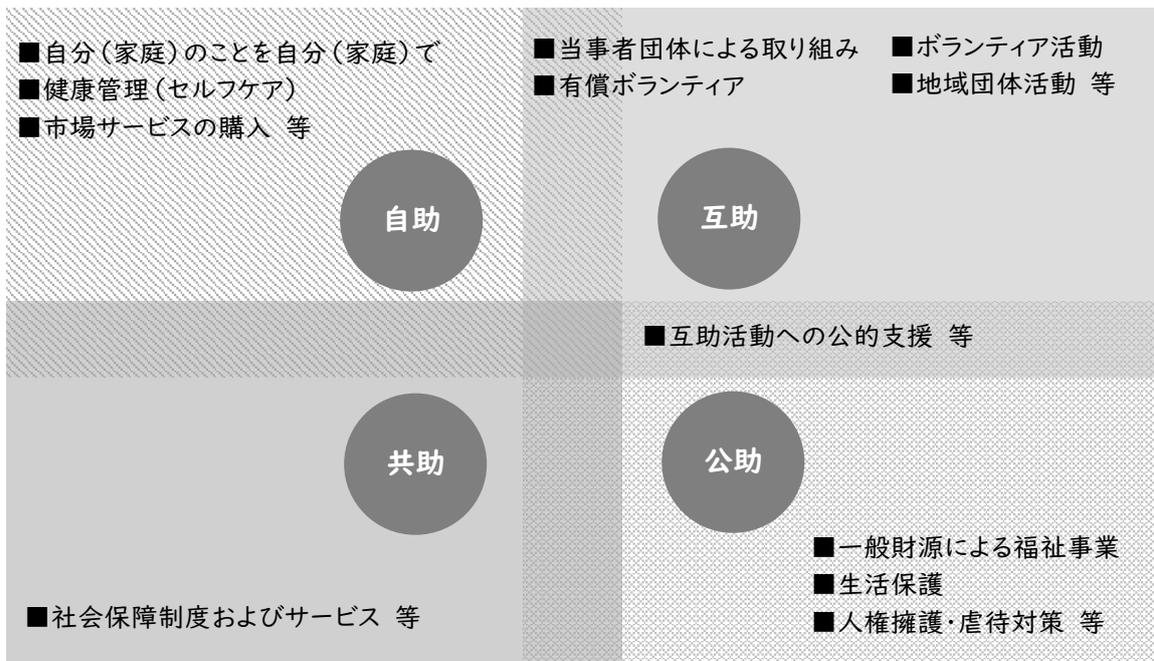
そのため、その具体的な範囲は、「隣近所」「集落・字単位」「小学校区単位」「多賀町全体」と、その取り組みの目的や内容によって柔軟に変化させることが可能です。

なお、本計画は、「多賀町全体」における地域福祉の取り組みの方向性等を示すものです。

(4) 地域福祉推進の考え方

地域福祉の推進にあたっては、「自助＝個人・家庭の取り組み」「互助＝地域の取り組み」「共助＝社会保障制度等」「公助＝行政の取り組み」を基本としつつ、地域における多様な主体が、それぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくることで、「自助」「互助」「共助」「公助」を連携し、様々な課題を解決していくことが重要になります。

<参考：地域包括ケアにおける自助・互助・共助・公助>



3 地域福祉計画とは

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

策定主体	多賀町
根拠法	社会福祉法第107条
計画の性格	すべての住民が、自分たちの暮らす地域で、共に支えあいながら、生涯にわたり自立した生活を送ることができるようにするため、また、安全に安心して暮らすことができるようにするために、地域福祉の推進をめざす計画

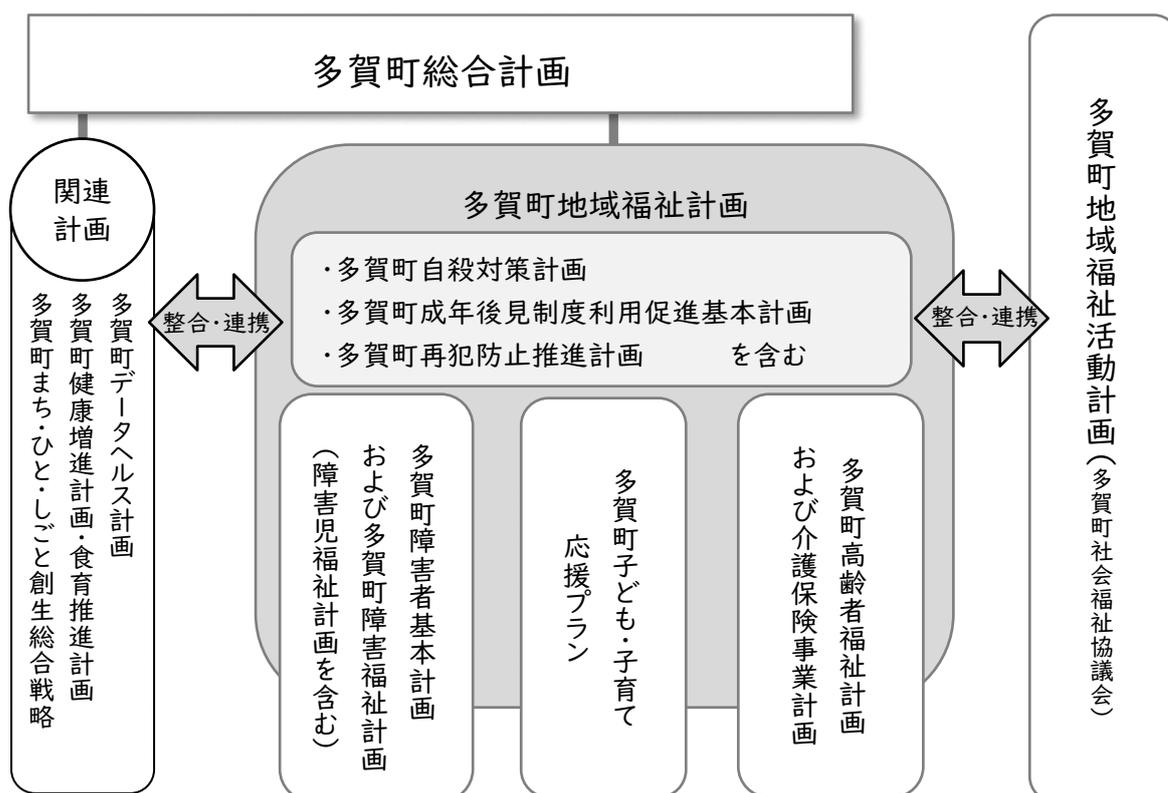
なお、本計画は改正自殺対策基本法の施行に伴い、すべての都道府県と市区町村に策定が義務づけられた「市町村自殺対策計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律の第8条第1項で定める「地方再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

(2) 関連計画等との関係

社会福祉法において、地域福祉計画は福祉分野の各種個別計画の上位計画として位置づけられています。

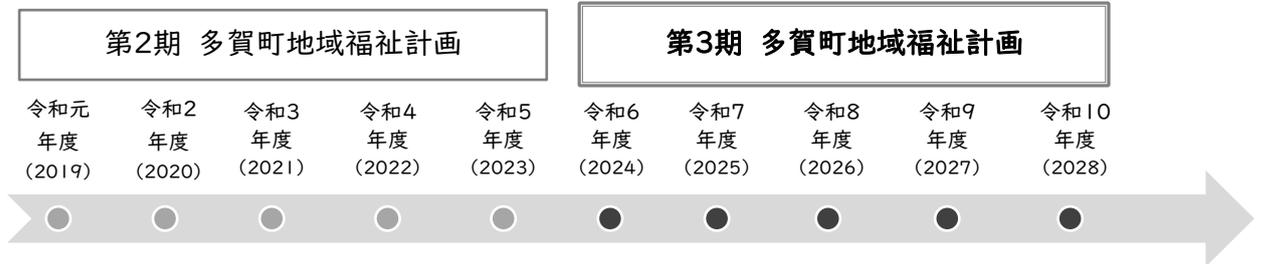
また、多賀町社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と整合を図るとともに、相互に連携した取り組みを進めていきます。

<多賀町地域福祉計画と関連計画等との関係>



4 計画の期間

本計画の期間は令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。



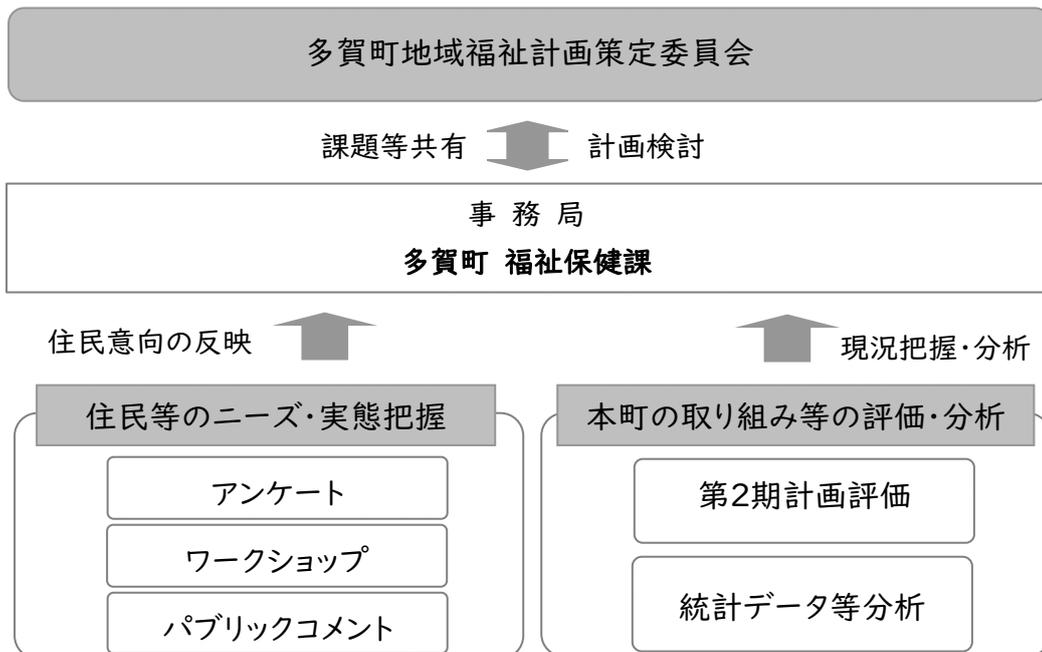
5 計画の策定体制

各種団体の代表等で構成する「多賀町地域福祉計画策定委員会」において、本町の現状と課題から地域福祉の推進に向けた基本理念・基本目標、施策の方向性など、計画の内容について検討しました。

また、計画の検討にあたっては、18歳以上の住民を対象としたアンケート調査や、住民や地域活動の担い手によるワークショップ、計画に対して広く意見を聴取するためのパブリックコメント⁶を実施しました。

さらに、第2期地域福祉計画の施策の進捗度等の評価や、本町の地域福祉に関する統計データ等の分析を行い、策定委員会と共有しました。

<計画策定体制イメージ>



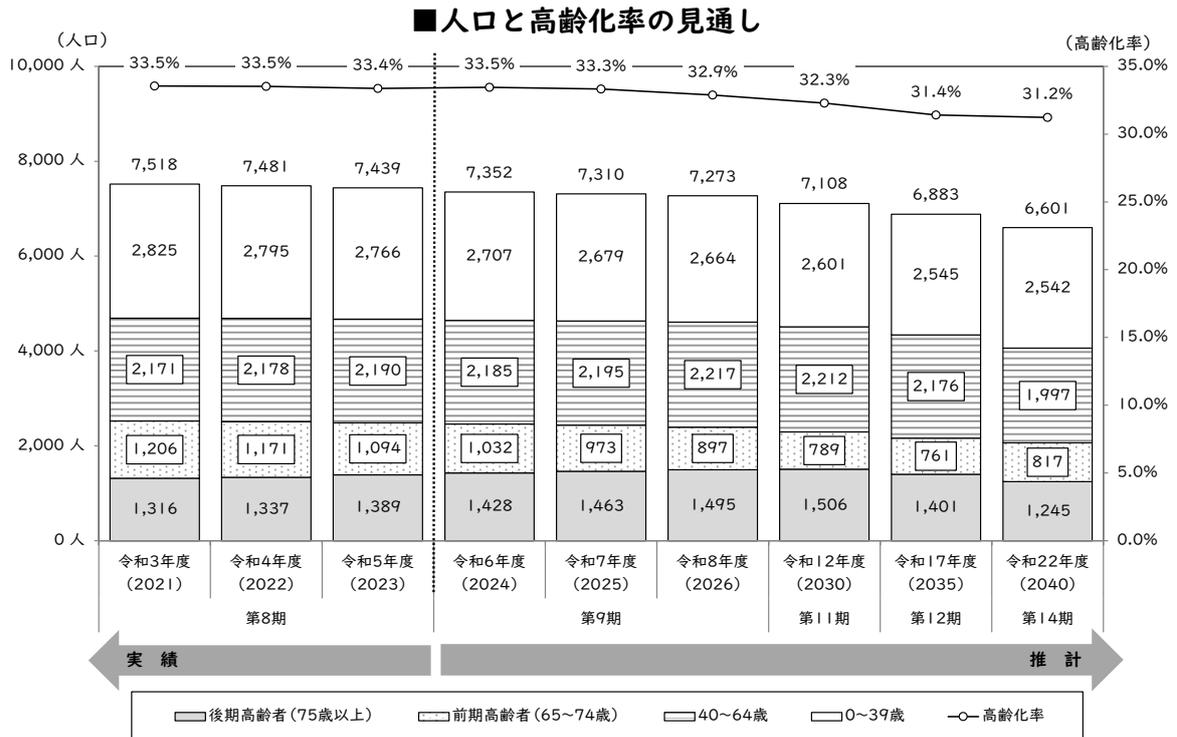
⁶ 行政が施策などについて意思決定を行う前や計画策定に際し、意思決定に反映させたり、計画策定の参考にすることを目的として、広く住民からの意見を集めること。

第2章 多賀町の地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データ等からみる現状

① 人口減少および高齢化が進展

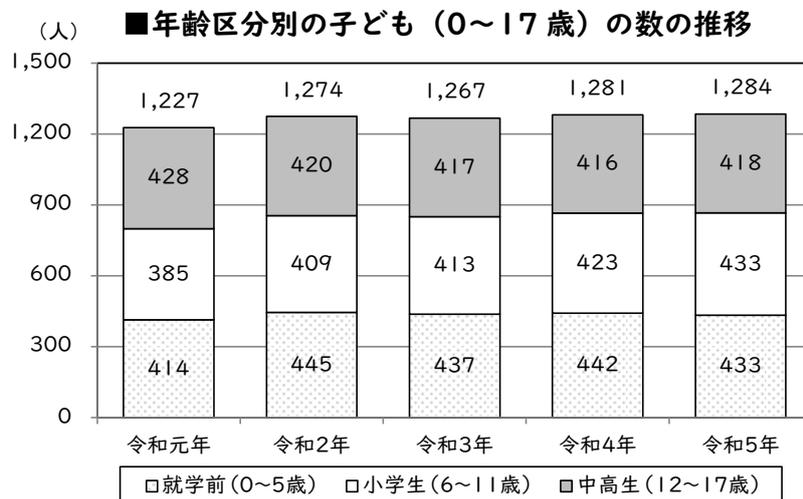
本町においては全国や滋賀県と比較して高齢化率が高く、生産年齢人口比率が低くなっています。今後も令和12年度頃にかけて介護需要につながりやすい75歳以上人口の増加が想定されます。



※資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)
 ※将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

② 子ども(0~17歳)の数は増加傾向

国全体で出生数が減少していることが大きな問題となっている中で、本町においては0~17歳の子どもの数は増加傾向で推移しています。



資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

③ 外国籍の住民は増加傾向

外国籍の住民の人口の推移をみると、令和元年以降増加傾向となっており、令和元年の34人から令和5年には45人に増加しています。世帯数についても微増傾向で推移していますが、人口の増加よりもゆるやかであり、1世帯当たりの人員も増加傾向となっています。

④ 要介護（要支援）認定率⁷は全国、県の水準を大きく下回っている

全国・滋賀県においては認定率が増加傾向で推移している中で、本町の認定率は増減を繰り返しているものの、全国・滋賀県の水準を大きく下回っています。なお、令和4年の認定率は、全国が19.4%、県平均が18.0%となっている中で、本町は14.8%となっています。

⑤ 過去4年間で療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加

令和元年度から令和4年度の4年間で、身体障害者手帳所持者数と所持率が減少している一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	変化率 (R1⇒R4)
身体障害者手帳	所持者数	343	310	282	269	78.4%
	所持率	4.5%	4.1%	3.7%	3.6%	—
療育手帳	所持者数	66	65	67	69	104.5%
	所持率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	—
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	44	45	47	51	115.9%
	所持率	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	—

資料:福祉保健課(各年度末時点)

※所持率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口で除して算出

⑥ 児童虐待・生活困窮相談件数は新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年に大きく増加

平成30年度から令和4年度の福祉関連の相談受付件数を項目別にみると、児童虐待関連・生活困窮関連の相談が、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和2年度に増加していたことがわかります。

■福祉関連の相談受付件数の推移

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談受付件数	1,491	1,831	1,772	1,579	1,732
児童虐待関連	44	44	62	62	49
生活困窮関連	2	5	11	7	4
子育て相談関連	205	333	282	187	164
高齢者虐待関連	5	5	3	4	4
高齢者総合相談	1,235	1,444	1,414	1,319	1,511

資料:福祉保健課(各年度末)

⁷ 介護保険法による介護を要する状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定に認定された人の高齢者人口に占める割合。

⑦ 児童虐待通報件数についても、新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年に大きく増加

平成 30 年度から令和4年度の児童虐待通報件数をみると、児童虐待関連の相談件数と同様に、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和2年度に増加していたことがわかります。

■児童虐待通報件数の推移

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童虐待通報件数	8	9	20	8	9

資料:福祉保健課(各年度末)

⑧ 生活保護や要保護児童・生徒数⁸については概ね横ばいで推移

平成 30 年度から令和4年度の生活保護の受給率の推移をみると受給者、受給世帯ともに概ね横ばいとなっており、令和4年度の生活保護の総世帯数に対する受給率は 0.3%となっています。

平成 30 年度から令和4年度の要保護・準要保護児童生徒数についてみると、令和元年以降は小中学校児童生徒総数が増加傾向にある中で、要保護・準要保護児童生徒数については概ね横ばいで推移しています。

⑨ 新型コロナウイルス感染症が発生した令和2年には自殺者が4人となっている

平成 30 年から令和4年の本町の自殺者数・自殺死亡率の推移をみると、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和2年度については4人の自殺が発生しており、自殺死亡率についても 52.5 と全国や県の水準よりも高くなっています。

■自殺者数・自殺死亡率の推移

(単位:人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
多賀町	自殺者数	2	0	4	0	2
	自殺死亡率	26.5	-	52.5	-	26.6
【参考】全国の自殺死亡率		16.2	15.7	16.4	16.4	17.3
【参考】滋賀県の自殺死亡率		14.5	16.3	15.9	16.1	18.0

資料:地域における自殺の基礎資料(各年間集計)

※自殺死亡率は自殺者数を住民基本台帳人口(各年1月1日)で除し、これを10万人あたりの数値に換算

⑩ 成年後見制度は毎年度8人程度が利用している

本町における成年後見制度の利用状況は、令和2年度から令和4年度は8人程度が利用している状況です。

■成年後見制度利用者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見制度利用者数			8	7	8

資料:大津家庭裁判所(各年度末)

⁸ 生活扶助および教育扶助受給対象者世帯の児童・生徒のこと。

2 アンケート調査からみる現状と課題

(1) 調査の概要

町内在住の18歳以上の方を対象に、生活全般にわたる現状や課題、地域福祉に関わる活動への参加状況などを把握し、計画づくりにあたっての基礎的な資料として活用するためにアンケート調査を実施しました。

項目	内容
調査地域	多賀町全域
調査対象	町内在住18歳以上の住民800人(無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和4年9月6日～9月30日
配布・回収状況	配布数:800票 / 回収数:367票 / 回収率:45.9%

(2) アンケート調査結果からみる課題

調査結果から、「地域の支えあいに関する課題」「個別的な課題」の2つの視点で、課題をとりまとめています。

【地域の支えあいに関する課題】

近所付きあいについて	<ul style="list-style-type: none"> ★近所付きあいがいない方は、ある方に比べ、地域福祉活動への参加状況や今後の参加意欲も低くなっています。このことは、近所付きあいが地域の支えあいの基盤になっている側面が大きいことを表しているといえます。 ★一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響で、地域の交流や活動が困難な状況がみられる中で、近所付きあいを深めたいと考える方が減少している傾向もみられます。 ★近所付きあいを促進するための地域への働きかけや、住民同士が関わりあう機会づくりが求められます。
近所付きあいがいない方の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ★近所付きあいがいない方は、近所付きあいがある方と比べ、地域の情報や支援の情報が届かない、といった課題を有しやすい傾向がみられます。 ★災害時の対応も含めて、近所付きあいは重要であり、地域におけるつながりづくりに向けた取り組みの検討が必要です。
地域の支えあい活動について	<ul style="list-style-type: none"> ★地域活動をしていない方が5割を超える一方で、多くの方が助けを求められた時には『対応したい』と考えています。 ★若い世代を中心に、地域における支えあい活動の活発化に向けて、「困っている人と助けることのできる人をつなぐ仕組みづくり」が求められていることも踏まえ、地域の活動や団体と担い手とのマッチングや情報発信・共有の手法等について、さらなる検討が必要です。
地域の特性を踏まえた取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> ★多賀小学校区の住宅増加地域においては、近所付きあいなどの地域の交流や支えあい活動への参加意欲が、他の地域と比べ全体的に低い傾向がみられます。 ★一方で、当該地域においては、これまでになかった新しい地域のつながりや活動が醸成されている可能性もあることから、その実態把握とともに、他の地域の活動との連携等の可能性についても検討が必要です。

若い世代の地域活動状況等について

- ★全体的に年齢が低いほど、地域のつながりや地域の活動への参加意欲が低い傾向がみられます。一方で、49歳以下の世代において、“30～49歳”を中心に、「子育て」に関する活動への参加意欲は、より高齢の年齢層よりも高い傾向がみられます。また、「環境美化に関する活動」「スポーツや文化、芸術に関する活動」等への参加意欲もみられます。
- ★高齢化に伴う地域活動等の担い手不足が深刻な課題になる中で、若い世代が参加しやすい活動のテーマや内容の検討、子どもも含めた情報発信・意識啓発が重要と考えられます。

若い世代の課題について

- ★若い世代は、安定した生活基盤が整っていないことや、仕事と子育てや介護の両立が必要なケースが多いこと等を背景として、感染症の流行といった社会状況の変化の影響を受けやすい傾向があると考えられます。一方で、日常的に福祉の活動やサービス等につながる機会が少ない当該世代においては、必要な情報や相談機関につながりづらい実態もみられます。
- ★地域活動の新たな担い手の確保に向けても、こうした若い世代が安定した生活を送るための支援や情報発信等が重要と考えられます。

【個別的な課題】

深刻な福祉課題への対応について

- ★地域の複雑化・複合化する課題に対応するため、国が重層的な支援体制の整備を求めている中で、本町においても深刻な福祉課題を有する住民が一定数存在している状況です。
- ★こうした課題は、「相談相手がいない」といったつながりの欠如によって、潜在化・深刻化していく可能性があることから、誰一人取り残さないための仕組みづくり等の対策を早急に進める必要があります。

災害について

- ★助けが必要な時にほしい地域の支援は「災害時の手助け」が求められており、住民ができることとして「防犯・防災などの地域の安全確保」が選ばれている一方で、災害時に気になる人が地域に「いない」「わからない」割合は過去の調査よりも増加している状況です。
- ★自然災害の発生が危惧される一方で、災害時に「頼りにする人がいない」方もいる中で、地域における防災力の強化や、そのベースとなる地域のつながりづくりといった取り組みを、さらに推進する必要があります。

再犯防止について

- ★再犯防止に関する取り組みは、その性質からも周知や理解が進みづらく、本町においても十分に進んでいるとは言いがたい状況がみられます。
- ★再犯者の背景には、貧困や疾病、障がい、家庭環境の課題等もあることが指摘される中で、再犯防止に向けては刑事司法関係機関だけでなく、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援等に向けた取り組みが求められます。

権利擁護について

- ★権利擁護に関する各種制度や彦愛犬権利擁護サポートセンターについて、十分に認知されていない状況です。一方で、各制度を「利用したいと思わない」方は全体の1割程度であり、制度を知らないために利用につながっていない可能性も考えられます。
- ★情報発信や利用啓発の手法について、さらなる検討が求められます。

情報発信について

- ★情報の入手先として「役場」が選ばれている一方で、新型コロナウイルス感染症等に関する支援の情報や、地域福祉活動に関わる制度や機関、団体の情報が地域に十分に行きわたっていない実態がみられます。
- ★地域活動に参加し、必要な支援につながる機会をつくる意味で、情報発信の手法についてさらなる検討が求められます。

3 ワークショップからみる課題等

(1) ワークショップの概要

「第3期多賀町地域福祉計画」の策定に向けて、住民をはじめ町内の様々な地域活動に参加し、具体的な地域の課題解決に取り組んでいる方から、地域に根差した幅広いご意見をいただき、その結果を、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

日時	令和4年11月29日(火) 19:00~21:10
会場	多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」
参加者	22人(※4つのグループに分かれ実施)

(2) ワークショップの結果からみる課題等

① 地域の中の交流やつながりについて

- 新型コロナウイルス感染症の影響として、地域での交流機会の減少や、マスク等で生活していることから、子どもたちを中心に表情が見えず、関係性がつくりづらいつという実態が明らかになっています。
- こうした地域での交流やつながりは、支えあい活動のベースとなることから、まずは住民同士が「あいさつ」をするような習慣づけや、小規模のイベント等の開催によって、徐々に人が集まる機会をつくっていくことが提案されています。
- また、住民や地域がこうした活動を進めるためには、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報や、ウィズ・コロナ、アフター・コロナにおける暮らしの基準を行政が示していくことが求められています。

② 地域の行事や団体の活動について

- 新型コロナウイルス感染症の影響として、祭り等の地域の行事や団体の活動も中止や簡素化が進んでおり、行事や活動の手法だけでなく、地域の文化・伝統の継承が困難になることが危惧されています。
- このような状況の中で、地域行事の再開に向けた取り組みだけでなく、地域行事の運営マニュアルの作成など、将来にわたって地域の文化・伝統を継承していくための取り組みが提案されています。
- また、行政においては、福祉・学校・生涯学習等の関連部署が分野横断的に連携し、情報の収集や共有を行う等の仕組みづくりが求められています。

③ 多様性を認めあう社会について

- マスクの着脱をはじめとした新型コロナウイルス感染症への対応について、同調圧力や価値観の分断の恐れを感じる場面があるという実態がみられます。
- 学校においても、障がいのある方等、様々な立場の方との交流機会が減少する中で、多様な価値観やそれぞれの立場を理解し、認めあうことが困難になることで、将来的に地域のつながりの希薄化に拍車がかかることが危惧されています。
- 地域社会における様々な取り組みにおいて、基本となる「人権」が守られるように、行政には「多様性」についての理解促進に向けた取り組みが求められています。

④ 新型コロナウイルス感染症の経験の活用について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を経た中で、オンラインによる会議が浸透する等、簡素化・省力化したことによるプラスの面もあったことがうかがえます。
- これを一つの契機として、地域の活動を含め、必要性の高い取り組みと、それ以外の取り組みを整理する等、感染拡大時の経験をプラスの方向に活用していくことも提案されています。

4 第2期多賀町地域福祉計画の評価

第2期多賀町地域福祉計画に掲載された取り組みの進捗状況を把握するために、庁内の関連各課による評価をとりまとめました。

(1) 評価の手法

評価にあたっては、各基本方向に基づく取り組みを3つの評価基準で点数化(「計画通り実施=10点」「一部実施=5点」「未実施=0点」)するとともに、基本目標・基本方向といったより上位の枠組みで平均値を算出し、比較を行っています。

(2) 基本目標、基本方向の評価

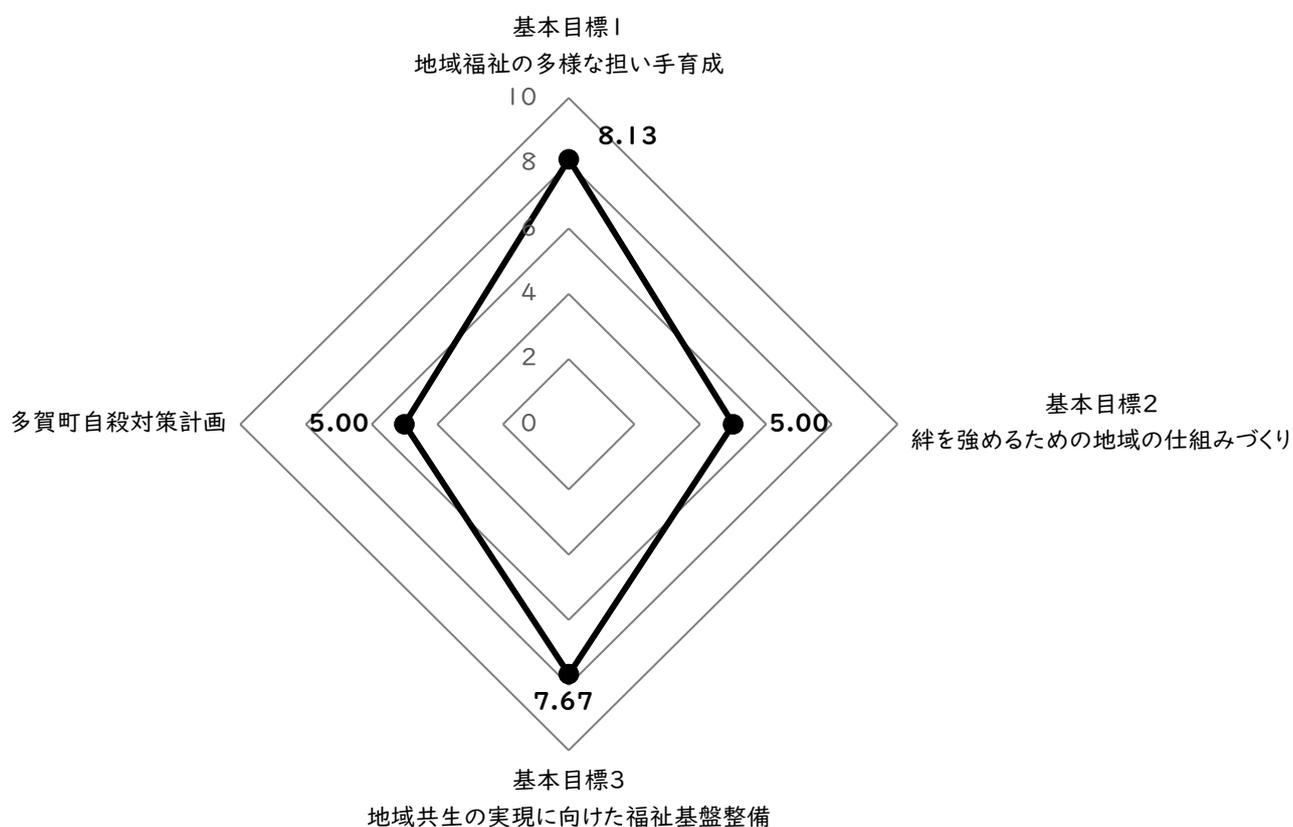
計画全体の評価の平均値は6.63(「一部実施」をやや上回る水準)となっています。

評価対象	平均値
計画全体	6.63

基本目標レベルで評価をみると、「基本目標1 地域福祉の多様な担い手育成」が8.13と最も高く、次いで「基本目標3 地域共生の実現に向けた福祉基盤整備」が7.67となっています。

一方で、「基本目標2 絆を強めるための地域の仕組みづくり」と「多賀町自殺対策計画」については、5.00(「一部実施」の水準)となっています。

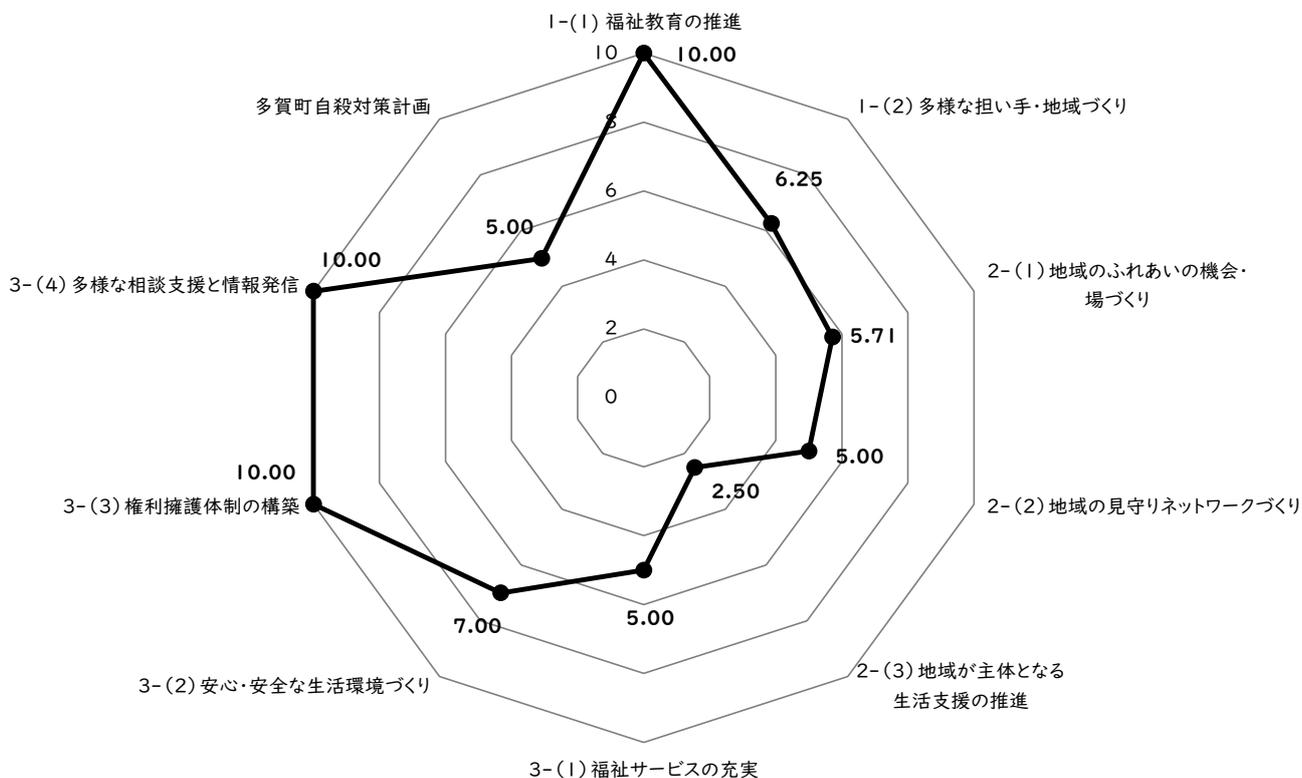
<基本目標レベルの評価(平均値)>



10の基本方向ごとの評価については、「1-(1)福祉教育の推進」「3-(3)権利擁護体制の構築」「3-(4)多様な相談支援と情報発信」については、いずれも10.00(「計画通り実施」の水準)となっています。

一方で、「2-(3)地域が主体となる生活支援の推進」については、2.50(「一部実施」と「未実施」の中間的な水準)となっています。

<基本方向レベルの進捗度(平均値)>



※頭の数字が基本目標、()内の数字が基本方向を表す

<未実施の取り組みの概要>

町の取り組み	課題
基本目標2-(1) 地域のふれあいの機会・場づくり	
⑥地域のことを話しあえる場づくり	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域住民が集う場を設定するのが困難だったため、実施できなかった。 自治会や地域の将来ビジョンを考えるには、福祉関係だけでなく、組織横断的に取り組む必要がある。
基本目標2-(3) 地域が主体となる生活支援の推進	
②冬場の除雪対策	困りごと支援サービスにおけるボランティアの方も高齢者が多く、除雪支援が難しい状況である。地域での取り組みや、ボランティアの掘り起こしなど、除雪支援のあり方について検討する必要がある。
基本目標3-基本方向(1) 福祉サービスの充実	
①共生型サービス等の推進	福祉現場における慢性的な人材不足により、事業所の参入が困難となっている。
多賀町自殺対策計画	
③自殺対策を支える人材育成	職員の中途退職等による人員不足で、身近な場所で相談できる体制を十分に整えることができなかった。
④生きることの促進要因への支援	職員の中途退職等による人員不足で、自殺未遂者や自死遺族への支援のため体制を十分に整えることができなかった。

5 地域の福祉資源等

(1) 町内の主な福祉関連施設

子ども・子育て関連施設	
久徳うぐいすこども園(久徳)	多賀ささゆり保育園(多賀)
大滝たきのみやこども園(富之尾)	多賀町放課後児童クラブ(多賀)
子ども・家庭応援センター(多賀)	子育て支援センター(多賀、富之尾)
なつめ保育園(多賀)	
高齢者関連施設	
犬上ハートフルセンター(中川原)	多賀清流の里(佐目)
ファミリーステーション多賀(敏満寺)	
高齢者生きがい空間施設「もんぜん亭」(多賀)	
フェイスフルホーム はぐくみ(多賀)	デイホーム ゆりの木 多賀(多賀)
障がい者関連施設	
杉の子第1作業所(多賀)	杉の子第2作業所(久徳)
杉の子クラブ(多賀)	アイ・コラボレーション多賀(多賀)
保健・医療関連施設	
小菅医院多賀診療所(多賀)	大辻医院川相診療所(川相)
藤本歯科医院(多賀)	山口歯科医院(多賀)
教育関連施設	
多賀小学校(多賀)	大滝小学校(川相)
多賀中学校(多賀)	
文化関連施設	
あけぼのパーク多賀(四手)	ダイニックアストロパーク天究館(多賀)
スポーツ関連施設	
多賀町B&G海洋センター(多賀)	多賀町フィットネス&加チャセンター(多賀)
滝の宮スポーツ公園(富之尾)	多賀町民テニスコート(多賀)
多賀町民グラウンド(多賀)	大君ヶ畑体育館(大君ヶ畑)
大滝武道館(川相)	
その他関連施設	
多賀町社会福祉協議会(多賀)	
その他行政関連施設	
多賀町役場(多賀)	川相出張所(川相)
清涼文化センター(敏満寺)	川相生活改善センター(川相)
多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」(多賀)	
清涼ファミリーステーション(敏満寺)	中央公民館「多賀結いの森」(久徳)

※施設名の横の()は所在地

※令和5年12月時点

(2) 町内の主な福祉関連団体等

社会福祉法人等	
社会福祉法人 多賀町社会福祉協議会	公益社団法人 多賀町シルバー人材センター
社会福祉法人 湖東会	社会福祉法人 達真会
社会福祉法人 杉の子会	
当事者団体・PTA等	
多賀町母子福祉のぞみ会	老人クラブ(各字)
多賀町手をつなぐ育成会	多賀町身体障害者更生会
多賀町PTA連絡協議会	
地域団体・ボランティアグループ等	
多賀町区長連絡協議会	多賀町民生委員児童委員協議会
福祉会(各字)	多賀町赤十字奉仕団
多賀町健康推進協議会	多賀町福祉推進員連絡会
多賀町青少年育成町民会議	保護司会多賀分会
多賀町更生保護女性会	認知症キャラバン・メイト連絡会
学校支援ボランティア	多賀町遺族会
子育てサークル パオパオ	子育て支援サークル たんぽぽ
特定非営利活動法人 多賀やまびこクラブ	特定非営利活動法人 モスグリーン Eco
特定非営利活動法人 おおたき里づくりネットワーク	

※令和5年12月時点

6 本計画で取り組むべき重点課題

統計データやアンケート調査、ワークショップ結果等から見出された地域の現状と課題、また第2期計画の評価や地域の資源等を踏まえ、本計画で取り組むべき重点課題を次のように3つの枠組みでまとめています。

<p>課題① 活動の担い手づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇人口減少と高齢化を背景に、これまで地域活動の担い手の中心であった高齢者のさらなる高齢化や、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う活動の停滞による担い手不足の深刻化が懸念される。 ◇アンケート結果では、地域活動に参加していない方が5割を超える一方で、助けを求められた時には『対応したい』と考えている方が多いことから、こうした人材の活動参加のきっかけをつくることが重要。 ◇元気な高齢者（以降、はつらつシニア）に加えて、増加傾向にある子どもやその保護者、また外国籍の住民等が、地域の活動に積極的に参加し、将来の担い手となるような仕組みづくりが必要。
<p>課題② 地域の多様なつながり、ネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇アンケート結果分析で、近所付きあいが地域活動や支えあいの基盤になっていることを踏まえ、改めて地域のつながりづくりが求められる。 ◇多賀小学校区の住宅増加地域等、これまでにない新しい地域のつながりや活動が醸成されている可能性もあることから、その実態把握とともに、他の地域の活動との連携等の可能性についても検討が必要。 ◇ワークショップ結果から、新型コロナウイルス感染症の影響によるつながりの希薄化や地域活動の簡素化が進んでいる実態を踏まえ、「あいさつ」の習慣づけといった個々の住民の活動とともに、祭り等の地域の重要な行事や核となる団体の活動の再開に向けた機運醸成等が必要。 ◇地域における孤立や、虐待・自殺といった深刻な事態の防止や再犯防止等も含め、住民をはじめ、地域の団体、企業や事業所、教育機関等の多様な主体が連携し、地域における見守りや支援のネットワークづくりが重要。
<p>課題③ 多様な福祉課題に対応する福祉基盤整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の支えあいの実現には、支える側に余裕があることも重要となる中で、新型コロナウイルス感染症等の影響も含め、経済的な困窮状態にある方が増加している実態がある。生活保護等の制度の適切な運用に加え、安定した生活基盤が整っていない若い世代も含め、支援が必要な人を必要な支援につなぐための相談体制や情報発信、潜在化するニーズを見つけ出すアウトリーチ型の支援体制、仕組みづくりが必要。 ◇災害に関する住民の支援ニーズが高い一方、住民ができることとしても「防犯・防災などの地域の安全確保」が選ばれていることを踏まえ、防災力の強化とともに、つながりづくりの契機としての活用が必要。 ◇新型コロナウイルス感染症の拡大を背景とした価値観の分断等が危惧される中で、多様性の理解促進や、権利擁護の取り組みがこれまで以上に求められる。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

【基本理念】

みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち

第2期計画の期間（令和元年度～令和5年度）においては、めざすべき地域共生社会の実現に向けて、「みんなの絆」をキーワードに、住民をはじめ、行政、事業者、各種団体等の本町に関わるすべての主体の参画を促しながら、「みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち」を基本理念として、様々な地域福祉に関する取り組みを推進してきました。

一方で、人口の減少や高齢化が進み、生活習慣や生活様式が多様化する中で、地域のつながりの希薄化や、活動の担い手不足が危惧される状況が続いています。

とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、このような傾向をさらに加速させるとともに、安定した生活基盤が整っていない若い世代を中心に、経済的な困窮など深刻な福祉課題の発生につながる状況をつくり出していると考えられます。

このような状況の改善に向けて、現在の社会情勢や新しい生活様式に対応した「地域のつながり」のあり方、「地域の支えあい」のあり方を考える必要があります。

一方で、時代や社会が移り変わっても、本町で暮らす住民をはじめとした、地域のつながり、すなわち「みんなの絆」で支えあうことの重要性は変わるものではありません。

こうした状況を踏まえ、多賀町の地域福祉活動の今後の取り組みの全体的な方向性は、第1期・第2期計画から大きく転換するのではなく、さらに発展させていくことが重要であると考えられることから、本計画の基本理念はこれまでの基本理念を継承し、設定することとします。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念“みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち”の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域福祉の多様な担い手育成

高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う担い手の不足が課題となる中で、地域で互いに支えあうために、増加傾向にある子どもやその保護者、外国籍の住民等も含め、幅広い世代等を対象とした啓発や福祉教育を推進し、だれもが支え手となる意識醸成を図ります。

また、はつらつシニア等を対象としたボランティア養成講座や、地域福祉を推進するリーダー養成に向けた研修会を開催するなど担い手の育成を推進するとともに、地域活動団体の取り組みに関する情報発信など、地域の支えあい活動と参加希望者のマッチング支援等に取り組みます。

基本目標2 絆を強めるための地域の仕組みづくり

地域住民をはじめ、地域団体、関係機関、事業者等の多様な主体が「顔の見える関係」を構築するために、地域における多様なふれあいの場・機会づくりに取り組むとともに、そこから発生する住民主体の多様な活動を推進します。

また、核家族化や生活様式の多様化、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地域のつながりの希薄化や経済的な困窮等を背景としたひきこもり等の孤立、虐待等の深刻な事態を未然に防ぎ、福祉ニーズを抱えた人を必要な支援に結びつけるために、多様な見守りネットワークの構築を推進します。

基本目標3 地域共生社会の実現に向けた福祉基盤整備

だれもが支える側であると同時に支えられる側になる、という地域共生社会の実現のために、基盤となる福祉サービスの充実とともに、住民の関心が高い地域防災活動を契機とした地域の支えあい活動の活性化を進めます。

また、自殺や再犯を含めた犯罪を未然に防ぐための意識啓発や教育、人材育成やネットワークづくりに取り組むとともに、成年後見制度の利用促進等による権利擁護体制の構築を進めます。

支援を必要としながら福祉サービスの利用に結びついていない人を適切な支援に結びつけるための総合的な相談支援やアウトリーチによる潜在的な支援ニーズの把握、支援関係機関の連携促進に努めるとともに、生活困窮や就労支援といった個別のニーズに専門的に対応するきめ細やかな相談支援や幅の広い情報発信を推進します。

3 施策の体系

基本理念、基本目標の実現に向けた施策の体系は次のとおりです。

基本理念	基本方向	取り組み
みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち	基本目標1 地域福祉の多様な担い手育成	
	(1) 支えあいの啓発・理解促進	①地域福祉についての啓発 ②人権学習の推進 ③認知症や障がいのある人などへの理解の促進
	(2) 多様な担い手・地域づくり	①地域福祉推進のための人材育成 ②はつらつシニア等の担い手育成 ③地域福祉推進リーダーの育成 ④地域活動団体の支援・育成
	基本目標2 絆を強めるための地域の仕組みづくり	
	(1) 地域のふれあいの機会・場づくり	①あいさつ運動の推進 ②住民同士の多様な交流の促進 ③趣味活動等の推進 ④サロン活動の促進 ⑤健康づくりの場の活用 ⑥地域のことを話しあえる場づくり ⑦町内外の人との交流の促進
	(2) 地域の見守りネットワークづくり	①総合的な見守りネットワークの形成 ②ひきこもり等への対応・支援 ③虐待防止等ネットワークの充実・強化
	(3) 地域が主体となる生活支援の推進	①生活支援の充実 ②冬場の除雪対策
	基本目標3 地域共生社会の実現に向けた福祉基盤整備	
	(1) 福祉サービスの充実	①共生型サービス等の推進 ②福祉サービスの質の向上 ③交通手段の確保と移動支援の充実 ④保健・医療・介護・福祉等の連携促進
	(2) 安心・安全な生活環境づくり	①地域防災活動の促進 ②災害発生時の支援体制強化 ③緊急時の対応の推進 ④ノーマライゼーションのまちづくりの推進
(3) 自殺対策の推進 【多賀町自殺対策計画】	①住民への周知と啓発 ②児童生徒のSOSの出し方に関する教育 ③自殺対策を支える人材育成 ④生きることの促進要因への支援 ⑤地域におけるネットワークの強化	
(4) 地域防犯活動の推進 【多賀町再犯防止推進計画】	①地域防犯体制の充実 ②再犯防止に向けた体制づくり【★新規】 ③再犯防止活動の推進【★新規】	
(5) 権利擁護体制の構築 【多賀町成年後見制度利用促進基本計画】	①地域福祉権利擁護事業の充実・強化 ②成年後見制度利用支援事業の充実・強化	
(6) 福祉支援基盤の構築	①総合相談体制の強化 ②潜在的な支援ニーズの把握【★新規】 ③生活困窮者、就労が困難な方等への支援 ④住宅改修の支援 ⑤福祉関連情報発信力の強化 ⑥支援関係機関の連携促進【★新規】	
【重点施策】重層的支援体制整備事業の推進		

※【★新規】は本計画にはじめて掲載される項目を表す

計画編

第1章 施策の展開

基本目標1 地域福祉の多様な担い手育成

(1) 支えあいの啓発・理解促進

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇「多様性」を認めあい、「人権」が手元にあるような価値観を、社会の中で伝えていく必要があるのではないか。(ワークショップより)
- ◇福祉の理解を深めるために必要な機会としては、「住民が地域の福祉についての課題を気軽に話しあう機会」の割合が35.1%。(アンケート調査より)

【取り組みの方向性】

- ◇地域福祉とは何かについて、広く住民に啓発します。
- ◇年代等に関わらず、だれもがお互いに支えあい・助けあう意識を持てるようにするための取り組みを推進します。
- ◇子どもたちが、家庭や学校、地域で思いやりの気持ちを育むための取り組みを推進します。
- ◇高齢者の身体機能低下や認知症⁹、障がい等について正しい知識が持てるように、広く住民に啓発します。

【町の取り組み】

①地域福祉についての啓発

社会福祉協議会と連携し、「広報たが」や社会福祉協議会発行の「ふくしたが」、町のホームページ、出前講座など、様々な情報媒体や機会を活用し、地域福祉に関する啓発や、住民の地域福祉活動の取り組みについて情報発信を行い、町全体における地域福祉の機運を高めます。

②人権学習の推進

人権問題に対する住民の関心を高め、差別や人権侵害を許さない意識の醸成を図るため、小・中学校における人権の花¹⁰の取り組みや計画的な人権教育をはじめ、多様な媒体や機会を活用して住民に対する理解啓発を進めるとともに、各種人権研修・イベントへの参加の呼びかけなどを行います。

⁹ 高齢期等における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている機能が低下していく症状のこと。

¹⁰ 学校に配布した花の種子や球根などを、児童・生徒が協力し育てることによって、生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした活動。

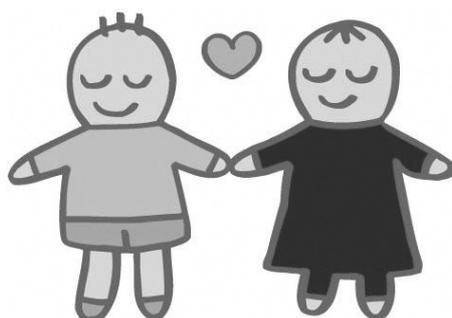
③認知症や障がいのある人などへの理解の促進

1市4町(彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)の共同で行う障害者理解啓発事業において当事者団体と連携・協力し啓発活動を行うなど、地域の多様な主体と連携しながら、住民に対して障がいに関する正しい知識の普及を図ります。

また、年1回住民を対象に開催する「認知症を学ぶつどい」をはじめ、年代等に関わらず、だれもお互いに支えあい・助けあう意識を持てるようにするための取り組みを推進します。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○福祉や支えあいについて知るために、「広報たが」や「ふくしたが」、町のホームページ等を見てみましょう。○学校等における人権教育等について、お子さんも含め、家族で話しあってみましょう。○福祉に関する講座や講演会に参加してみましょう。等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○福祉会等の活動で地域福祉に関する学習会等の開催を検討しましょう。○福祉に関する講座や講演会等について、回覧板や掲示板等で地域に周知しましょう。等



(2) 多様な担い手・地域づくり

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇福祉推進員などの選出の際には自身へ声がかかることが多いが、なるべく新しい方、少しでも興味のある方に受けていただくようお願いしている。(策定委員会意見)
- ◇福祉の理解を深めるために必要な機会としては、“49歳以下”の年齢層では「学校教育等の中で、子どものうちから地域の福祉について学ぶ機会」の割合が最も高い。(アンケート調査より)

【取り組みの方向性】

- ◇地域のあらゆる支えあい活動の核となる、担い手の育成に向けて、世代に応じた活動のきっかけづくりや、既存の活動についての幅広い情報提供などの具体的な取り組みを進めます。
- ◇はつらつシニア等が支えあいの担い手として活躍するための仕組みづくりに取り組みます。
- ◇社会福祉協議会の困りごと支援サービス¹¹の活動を推進するため、趣旨の周知や利用上手になることの啓発を進めます。
- ◇地域で積極的に福祉活動を進めるリーダー育成に取り組みます。
- ◇関連する地域団体の機能強化等に向けた支援を進めます。

【町の取り組み】

①地域福祉推進のための人材育成

認知症キャラバン・メイト¹²と連携した認知症サポーター養成講座¹³をはじめ、地域の多様な主体と連携・協力し、小・中学校等における福祉教育を推進することで、支えあいの担い手育成につなげます。

ボランティア育成のための各種講座の開催を進めます。また、社会福祉協議会をはじめとする各種団体などと連携し、地域で活動しているボランティア団体の紹介をはじめ、幅広い世代のボランティア活動への参加のきっかけづくりを進めます。

②はつらつシニア等の担い手育成

高齢者が知識や経験を活かし、生きがいづくりにもつなげられるよう、社会福祉協議会が推進する「困りごと支援サービス」をともにPRし、サービスの担い手増加に向けた啓発を進めます。

また、生活支援コーディネーター¹⁴(地域支えあい推進員)を中心に、地域のはつらつシニア等が生活支援の担い手となるよう「ボランティア養成講座」などを開催し、育成に取り組んでいきます。

¹¹ 多賀町社会福祉協議会が実施する、ボランティア等が生活上でのちょっとした困りごとを解決し、地域で安心して生活が送れるように支援するサービスのこと。

¹² 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のこと。

¹³ 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となるための「認知症サポーター養成講座」を受講した人のこと。

¹⁴ 生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人のこと。

③地域福祉推進リーダーの育成

地域福祉を継続的に推進するためのリーダーの育成に向けて、民生委員・児童委員や福社会代表者、福祉推進員¹⁵、赤十字奉仕団¹⁶員等を対象に地域福祉に関する研修会などを継続開催します。

④地域活動団体の支援・育成

社会福祉協議会と連携し、「暮らしのお手伝いハンドブック」等を活用しながら、福祉分野に限らず地域の多様な活動団体に関する情報発信を行い、広く住民に活動を周知することで、住民と団体を結びつけるように努めます。

また、町内・町外に関わらず、共通の目的・活動内容の団体等が、地域の多様な課題に対して連携しながら取り組めるように、定期的な意見交換・情報共有の場づくりに取り組みます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○地域にどのような支えあい活動や団体があるか、「暮らしのお手伝いハンドブック」等を活用し調べてみましょう。○興味のある分野のボランティア活動に参加してみましょう。○これまでの経験や能力を地域で活かすために、ボランティア養成講座を受講してみましょう。等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○地域福祉に関する研修を受講しましょう。○社会福祉協議会等と連携し、活動の情報発信を行きましょう。○関連する団体等と連携し、活動内容の検討や人材確保に取り組みましょう。等



¹⁵ 地域の見守り活動やサロンの運営など、地域福祉の推進役として活動する人のこと。

¹⁶ 赤十字の活動を支えるボランティアのこと。

基本目標 2 絆を強めるための地域の仕組みづくり

(1) 地域のふれあいの機会・場づくり

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇住民が進んで「隣近所とあいさつ」を交わすことで、交流する機会の減少を防ぐことにつながるのではないか。(ワークショップより)
- ◇新型コロナウイルス感染症に伴う生活の変化として、46.9%が「地域の人との関係・交流」が「悪化した」と回答。(アンケート調査より)

【取り組みの方向性】

- ◇日頃から住民同士の顔が見える関係を築くため、あいさつ運動や健康づくりをはじめ、集落・字の活動や行事などを活発にするなど、多様な交流の場づくりを進めます。
- ◇サロン活動¹⁷等について、対象を限定せずに、子どもから高齢者、障がいのある人などが気軽にいつでも集まれる場づくりを進めます。
- ◇地域の活性化が求められている中で、町内外を問わず人との交流を促進するため、地域の資源を活用した交流の機会・場づくりを推進します。
- ◇スポーツや趣味活動を通じて、世代間交流の活性化とサークル活動の支援を進めます。
- ◇地域の多様な課題や将来の姿について、住民自ら考える場づくりに努め、地域の交流と住民の主体的な地域づくりを促進します。

【町の取り組み】

①あいさつ運動の推進

PTA等との連携を強め、町内小・中学校・保育園・こども園でのあいさつ運動に取り組むとともに、多賀大社前駅や各字・自治会の様々な場所でのあいさつ運動を推進します。

②住民同士の多様な交流の促進

地域のつながりづくりに向けて、障がいのある人の作業所や児童館を含めた複合施設である中央公民館「多賀 結いの森」をはじめ、開設予定の「結いの森公園」など、世代間交流の行える場や地域の行事を活用し、住民の交流を促進するとともに、世代間交流等を通じて、子どもが多賀町の歴史や文化、資源等について広く学習する機会の提供を進めます。

また、子育て世帯や、障がいのある人等も含めた、対象者を限定しない幅広い交流の機会づくりに取り組みます。

¹⁷ 見守りや閉じこもりの防止、仲間づくりや社会参加等を目的として、地域の公民館などを活用して行われている、地域の高齢者や住民が気軽に集まる場づくりのこと。

③趣味活動等の推進

生涯学習講座、「公民館まつり」の開催などを通じて、幅広い趣味活動の推進とサークル活動の活性化に取り組むとともに、サークル間の交流促進を図ります。

④サロン活動の促進

子育て家庭や高齢者のひきこもりを防止するとともに、情報交換やふれあい交流の推進を図るため、だれもが気軽に集える、地域でのサロン活動を促進します。男性の参加者が少ないことを踏まえ、男性が参加しやすい活動に向けた支援についても検討します。

⑤健康づくりの場の活用

健康づくりに取り組むことで、介護予防や健康増進だけでなく、地域に新しいつながりが生まれるように、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかった調理実習を再開し、各字へ出向いて食育活動を行うとともに、いきいきライフ体験塾やヘルスアップ教室等についても再開し、着実な事業の実施を行います。

また、健康推進員、老人クラブ、民生委員・児童委員などと連携し、地域ぐるみの健康づくりに向けて、食育や運動・スポーツなどの多様な機会づくりを進めます。

⑥地域のことを話しあえる場づくり

生活支援コーディネーターや福祉会、自治会の集落づくり委員会と連携して開催する住民福祉懇談会や、地域住民が集落について考える将来ビジョンの語り場など、分野や組織の縦割りを超えて地域のことを話しあえる多様な場づくりに取り組みます。

⑦町内外の人との交流の促進

農林業体験などを通じて、町内外の人との交流促進を図ります。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○子どもたちのあいさつ運動の活性化のためにも、近隣の方とのあいさつを心がけましょう。○これからの地域や地域活動のあり方について、近隣の方と話しあってみましょう。○趣味や健康づくり、話しあいや交流の場など、地域の様々な活動やイベントに参加してみましょう。○興味のある活動に出会えたら、その活動の担い手になることも検討しましょう。等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○子どもたちのあいさつ運動のお手本として、地域ぐるみであいさつ運動を進めましょう。○地域や団体の活動やイベントに、性別や年齢に関わらず幅広い方が参加しやすいように、活動内容や情報発信の方法を検討しましょう。等

(2) 地域の見守りネットワークづくり

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇信頼関係の中でつながりを作っておかないと、いきなり家庭に入り込むことはできない。民生委員・児童委員はそこに力を入れて取り組んでいる。(策定委員会委員意見)
- ◇「家族やパートナー等から暴力を受けている」「外部との接触がなく、引きこもっている」といった状況に該当する方がみられる。(アンケート調査より)

【取り組みの方向性】

- ◇子どもや高齢者、障がいのある人がいる世帯など、地域から孤立することで様々なりスクを生じやすい世帯等の、地域の多様な主体による総合的な見守りネットワークの構築に取り組みます。
- ◇ひきこもりへの対応に向けて、家庭・関係機関・地域等が連携して見守り、支援が行えるよう体制づくりを進めます。
- ◇児童虐待をはじめ、高齢者や障がいのある人への虐待、配偶者等からの暴力などの問題に速やかに対応するため、地域と行政および関係機関等とのネットワークの充実・強化を進めます。

【町の取り組み】

①総合的な見守りネットワークの形成

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、関係団体、関係機関等の声かけや訪問などによる日常の安否確認とともに、個別の課題に迅速に対応し、効果的な支援が行えるネットワークの構築をめざします。

子育て世帯、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、障がいのある人など特に見守りが必要な人について、集落の福祉会や民生委員・児童委員による各活動を通して把握するとともに、関係団体や関係機関、民生委員・児童委員、福祉推進員、区長等との連携により情報の共有化と、そのためのルールづくりを進めます。

②ひきこもり等への対応・支援

ひきこもりなど、高齢者の実態を把握するため地域包括支援センター¹⁸の活動を強化するとともに、民生委員・児童委員や老人クラブなどの地域団体、郵便局員や宅配業者、ガス・水道検針員等による声かけや訪問活動を支援します。

また、青少年のひきこもりなど、支援を必要とする人たちの社会的孤立の防止や社会参加を促進するため、相談等を通じた実態把握や、地域や専門相談機関等と連携した対応・支援などとともに、早期の相談につなげるため、広く住民への啓発を進めます。

¹⁸ 高齢者を支える中核的機関として、包括的支援事業および指定介護予防支援業務を実施するために設置される機関。

③虐待防止等ネットワークの充実・強化

児童や高齢者、障がいのある人等に対する虐待や、配偶者等による暴力を未然に防止するとともに、虐待等があった場合には速やかに専門機関へ対応をつないでいけるよう、関係機関との定期的な意見交換の場を設けるなど、連携強化に努め、虐待防止等ネットワークの充実・強化を進めます。

また、暴力被害者やその子どもに対する支援を行うため、関係課が連携して対応できる体制づくりを進めます。

児童虐待については、町内小・中学校・保育園・こども園と定期的な情報交換を行うとともに、要保護児童対策地域協議会¹⁹により通告があった際の初動対応、児童相談所への相談・協力要請を実施します。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○近所に見守りや支援が必要な人がいないか考えてみましょう。 ○地域で困っている様子の人がいたら、声をかけてみましょう。 ○自分だけでは解決が難しいような問題を抱えている人や状況に気づいた時は、地域の民生委員・児童委員や役場および社会福祉協議会等に連絡しましょう。等
地域・団体等	○地域の中で見守りや支援が必要な人について情報を共有しましょう。 ○地域の中で可能な範囲で、見守りの体制づくりに取り組みましょう。 ○地域や団体だけでは解決が難しいような問題を抱えている人や状況に気づいた時は、役場や社会福祉協議会等に連絡しましょう。等



¹⁹ 虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関。

(3) 地域が主体となる生活支援の推進

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇助けを求められた時にどのように対応したいかは、「対応したい」が87.7%と割合が高い。(アンケート調査より)
- ◇佐目では、昔からのつながりの中で、一人暮らしの家の雪かきに対応している。参加の仕方もわからないという方が多いと思う。任せれば、若い人もやってくれる。背中を押すことが重要。(策定委員会委員意見)

【取り組みの方向性】

- ◇地域のボランティアが日常生活のちょっとした困りごとを手助けする「困りごと支援サービス」の活動の周知を支援するとともに、担い手の掘り起こしを行います。
- ◇今後さらに高齢者世帯等の増加が想定される中で、地域が主体となる冬場の除雪対策への支援を進めます。

【町の取り組み】

①生活支援の充実

社会福祉協議会と連携し、高齢者、障がいのある人やひとり親世帯等の生活上のちょっとした困りごとを、地域のボランティアが支援する社会福祉協議会の「困りごと支援サービス」について担い手の掘り起こしも含めたPR等の活動支援を行うとともに、利用者が気軽に利用できるよう、利用上手になるための啓発を進めます。

②冬場の除雪対策

高齢者や障がいのある人など、自力で除雪ができない人に対し、宅内通路の除雪などの支援が行えるよう、困りごと支援サービスの活用も含めた住民参加型の除雪体制の構築と活用を進めます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会の「困りごと支援サービス」について調べてみましょう。○「困りごと支援サービス」の利用対象になっている方は、サービスの利用を検討してみましょう。○「困りごと支援サービス」の担い手として活動ができないか、考えてみましょう。○冬場の除雪は、“おたがいさま”の気持ちで取り組みましょう。等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○社会福祉協議会等と情報共有し、地域の住民等に「困りごと支援サービス」について周知しましょう。○除雪等にみんなで取り組めるように、地域で声をかけあってみましょう。等

基本目標3 地域共生社会の実現に向けた福祉基盤整備

(1) 福祉サービスの充実

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



◇住み慣れた地域で生活していくために大切な福祉の取り組みは、「在宅福祉サービスの充実」の割合が最も高い。(アンケート調査より)

【取り組みの方向性】

- ◇サービス提供事業者等によるサービスの質の向上を図るため、従事者の研修の充実やサービスの評価を行うとともに、高齢者と障がいのある人が同一事業所でサービスを受けやすくするために「共生型サービス²⁰」への参入を推進します。
- ◇サービスの必要な人に適切なサービスが提供できるよう、対象者別の個別計画に基づくサービス量を確保します。
- ◇運転免許証を自主返納した高齢者や障がいのある人などの交通弱者が増加する中、通院や買い物等の際の移動の利便性の確保を図ります。
- ◇適正なサービス提供に向けて、保健・医療・介護・福祉等の分野を超えた多様な主体の連携を強化します。

【町の取り組み】

① 共生型サービス等の推進

「共生型サービス」について、町内事業所の参入等を促進し、サービスの利用が必要な人に対し、より適切にサービスが提供されるよう取り組みます。

② 福祉サービスの質の向上

子ども、高齢者、障がいのある人など、対象者ごとの各計画に基づき、必要なサービス量の確保に向けて支援体制を整備します。

また、関係機関やサービス事業者との連携を図り、研修の充実について働きかけを行うとともに、役場や社会福祉協議会等の福祉専門職がサービスに関する相談に適切に対応できるよう、適正な人員配置や資質の向上に向けた取り組みを強化します。

²⁰ 介護保険、または障がい福祉のいずれかの居宅・日中活動系サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくなったもの。これにより、65歳に達した障がいのある人が、通い慣れた障がい福祉事業所から別の介護事業所へ移らなければならないといった問題の解消、社会資源に乏しい地域において、限られた人材を有効活用し、必要なサービスを提供しやすくなることが期待されている。

③交通手段の確保と移動支援の充実

通院や買い物等の外出の利便性の確保を図るため、予約型乗合タクシー²¹（愛のりタクシー）について、運行の充実とともに、WEB予約システムの運用や利用方法等を記載したわかりやすい時刻表や路線図の作成・配布を行うなど利用しやすい環境の整備を図り、さらなる制度の周知を図ります。

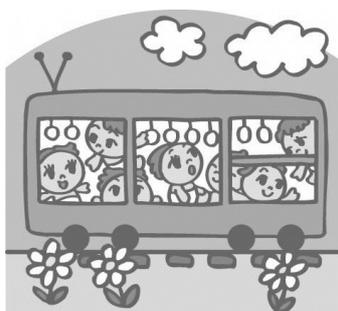
また、高齢者等のニーズを踏まえ、外出や地域活動等への参加の機会を拡大する観点からも、関係課や社会福祉協議会等と連携し、さらに地域（NPO法人おたき里づくりネットワーク）の取り組みも踏まえ、通院や日常の買い物に特化した移動支援の取り組みについて、検討を進めます。

④保健・医療・介護・福祉等の連携促進

住民それぞれの健康状態等を踏まえ、適正なサービス提供ができるよう、保健・医療・介護・福祉等の分野横断的な連携を図ります。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○町内で提供されている様々な福祉サービスについて調べ、家族等の身近な方も含めて利用できるサービスがないか確認しましょう。 ○予約型乗合タクシー（愛のりタクシー）の時刻表や路線図を確認し、利用を検討しましょう。等
地域・団体等	○町内で提供されている様々な福祉サービスについて、役場や社会福祉協議会と情報共有し、回覧板や掲示板に加え出前講座等も活用し、地域の住民に周知しましょう。 ○サービス提供事業者においては、共生型サービスの提供について検討しましょう。等



²¹ 一般のタクシー車両を使用し、路線バスのように運行時刻やルートが設定され、予約があった場合のみ運行する移送サービス。

(2) 安心・安全な生活環境づくり

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇民生委員・児童委員は独居の高齢者の方から夜間等に連絡を受けた場合の対応もしている。その方の必要な助けや、どこに寝ていて、どこに鍵があるかも事前に確認している。(策定委員会意見より)
- ◇身近な地域の課題に対して住民ができることは、「防犯・防災などの地域の安全確認」の割合が最も高く、前回調査と比較しても割合が大きく増加。(アンケート調査より)

【取り組みの方向性】

- ◇災害に関する意識啓発や防災組織づくり、避難訓練等、地域の防災活動を推進します。
- ◇災害発生時において迅速な支援を行うために、支援が必要な人に関する情報の関係機関との共有等を進めます。
- ◇高齢者や障がいのある人などの緊急時の安全確保対策を進めます。
- ◇公共施設や道路等のバリアフリー²²化も含め、すべての人が安心・安全に暮らせるノーマライゼーション²³のまちづくりを進めます。

【町の取り組み】

①地域防災活動の促進

防災訓練や講演、講座、広報、ハザードマップ²⁴活用などにより各災害に関する知識習得の機会提供を行い、自主防災のための知識および助けあい(共助)の重要性について意識向上を図り、地域の防災体制の整備、防災活動を支援します。

自主防災組織²⁵の育成とともに、若年層の消防団加入の促進や、集落・字・自治会と常備消防、消防団が連携した防火に対する啓発を進めます。

②災害発生時の支援体制強化

災害発生時に特に支援を必要とする人の安否確認や避難誘導がスムーズに行えるよう、災害時等要支援者台帳²⁶や避難マップの作成・更新・関係機関との情報共有を行うとともに、災害時において必要な個別の支援の把握と支援体制の確立に向けて、個別支援計画の作成に努めます。

有事の際の災害ボランティアセンターの立ち上げや、災害ボランティアの受け入れ体制等について検討するとともに、支援ボランティアの養成など、有事に備えた活動を支援します。

²² 公共の建物や道路、個人の住宅等において、障がいのある人や高齢者をはじめ、だれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。

²³ 障がいのある人や高齢者をはじめ、だれもが安心・安全に暮らせる社会・福祉環境の整備、実現をめざす考え方のことで、バリアフリーはこれを実現するための一つの手法となる。

²⁴ 発生の予測される自然災害について、その被害の範囲・程度、さらに避難の道筋、避難場所等を表した地図のこと。

²⁵ 災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のこと。

²⁶ 災害時に支援を必要とする人の情報を記載した台帳で、関係機関等で情報を共有し、災害発生時等の支援に活用する。

③緊急時の対応の推進

ひとり暮らしの高齢者や、在宅で重度の障がいがある人等の急病または事故などの緊急事態に対処するとともに、日常生活の不安の解消と安全確保を図るため、緊急通報システム²⁷事業を継続して実施するとともに、医療機関の正しい救急受診の方法について住民に周知します。

高齢者や障がいのある人などの緊急時に安心して対応できるよう、救急医療情報²⁸キット(命のバトン)の活用を推進します。

④ノーマライゼーションのまちづくりの推進

公共施設や道路・交通環境などを含めた生活環境が、ユニバーサルデザイン²⁹の考え方の下、すべての人にとって安全に暮らせる環境となるように、ハード・ソフト両面にわたって関係課や民間の公共的建築物の管理者等への理解促進に努める等、ノーマライゼーションのまちづくりを推進します。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○ハザードマップ、災害発生時の避難経路や持ち出し品や連絡方法等について、家族で確認しましょう。○地域の避難訓練などの防災活動に参加しましょう。○災害発生時や緊急時に支援が必要な方は、可能な範囲で、自治会や役場等、あるいは民生委員・児童委員等の身近な信頼できる方に情報を提供しましょう。○ひとり暮らしの高齢者の方等は、緊急通報システムの必要性や設置について検討しましょう。等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○役場等と災害や火災に関する知識や防災に関する情報を共有し、回覧板や掲示板を活用して、地域の住民に周知しましょう。○災害発生時や緊急時に支援が必要な方が、地域のどこにいて、家の中のどこにいるのか、どのような支援が必要か、検討しましょう。等

²⁷ 緊急通報装置による24時間の受信体制を整備し、緊急の対応が必要と認められた高齢者等に対し、近隣協力員等の協力により速やかな救急活動等を行う仕組みのこと。

²⁸ 氏名、年齢、持病、かかりつけ医、緊急連絡先等の情報を記入した用紙を円筒形のプラスチック容器等の中に入れ、冷蔵庫のドアポケット等に保管し、緊急時に活用するもの。

²⁹ 性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方。

(3) 自殺対策の推進【多賀町自殺対策計画】

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



◇「自殺を考えたことがある」といった状況に該当する方が、わずかながらみられる。(アンケート調査より)

【取り組みの方向性】

- ◇自殺を未然に防ぐために必要な住民一人ひとりの役割や生活習慣、相談機関等の連絡先についての情報発信と意識啓発に取り組みます。
- ◇子どもたちの命を守るための教育を推進するとともに、SOSの受け皿となる機関についての周知に努めます。
- ◇総合的な自殺対策の推進に向けた人材育成と、地域における見守りをはじめとしたネットワーク強化を推進します。
- ◇だれもが生きることには希望を持てるように、様々な地域の活動や居場所への参加促進や、経済的な支援等に取り組みます。

【町の取り組み】

①住民への周知と啓発

自分の周囲にいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、想いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという命を守る一人ひとりの役割についての意識が共有されるよう、広報活動等を通じた啓発事業を行っていきます。

また、生活上の様々なストレスと上手に付きあえるよう、こころの健康づくりやこころの病気に関する知識の普及に努めるとともに、生活リズムを整え、休養・睡眠をとる大切さを出前講座や広報等を通じて啓発していきます。

さらに、「いのちの電話³⁰」や「よりそいホットライン³¹」、「自殺予防週間³²」、「ゲートキーパー³³」などの、こころの健康や自殺対策に関する事柄を知っている人を増やすための啓発活動を進めます。

②児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感でき、また様々な不安や悩み、ストレスへの対処方法を身につけられ、身近にいる信頼できる大人へSOSを出すことができるようになるなど、小・中学校等における福祉教育を通じて、様々な立場にある人に対する子どもたちの理解を促進します。

³⁰ 深刻な悩みを持ちながら、だれにも相談できない人に、電話による対話で援助を行う相談機関。

³¹ 弁護士や保健師等有償ボランティアの相談員として登録し、全国からの相談を受けつけるサービス。

³² 9月10日の世界自殺予防デーにちなみ、自殺対策基本法の中で毎年9月10日から16日までの一週間を「自殺 予防週間」として定め、国、地方公共団体、関係機関および関係団体等が連携し、啓発活動を推進している。

³³ 自殺の危険を示すサインを見逃さず、適切な対応をする役割を果たす人のこと。

また、スクールカウンセラー³⁴、スクールソーシャルワーカー³⁵や関係機関が連携し、直接的な相談や面談等の機会を設けるとともに、臨床心理士³⁶の派遣やこども・若者総合相談窓口³⁷等のSOSの受け皿となる機関についての周知に努めます。

③自殺対策を支える人材育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期に気づき対応できるように、身近な人がゲートキーパーとなり、傾聴等の対応方法を身につけたり、必要に応じて医療機関の受診を勧めたりできるように、滋賀県立精神保健福祉センター³⁸（滋賀県自殺対策推進センター）と連携したゲートキーパー養成研修等による、民生委員・児童委員や健康推進員、役場職員など身近な場所で相談できる体制づくりのための人材育成を進めます。

④生きることの促進要因への支援

子どもから高齢者まで、社会や地域の中で孤立することを防ぐために、だれもが興味や関心のある様々な活動に参加し、活動の中で地域のつながりや生きがいを持てるように、地域の中に福祉だけでなく、趣味やスポーツなどの多様なふれあいの機会・居場所づくりを進めます。

また、生活困窮者等の経済的な自立支援に取り組むとともに、滋賀県湖東健康福祉事務所³⁹や滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県自殺対策推進センター）などの関係機関と連携し、自殺未遂者や自死遺族への支援に努めます。

⑤地域におけるネットワークの強化

基本目標2「(2) 地域の見守りネットワークづくり」の取り組みを中心に、地域における自殺防止のネットワーク強化に取り組めます。

また、滋賀県湖東健康福祉事務所や滋賀県立精神保健福祉センター（滋賀県自殺対策推進センター）などの町外の関係機関等とも連携強化を進めます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○身近な人の大切な命を守るために、家族や友人等のちょっとした変化に気を配りましょう。 ○何か不安や困ったことがある時には、周囲の信頼できる人や役場等に連絡しましょう。等
地域・団体等	○こころの健康や自殺対策に関する情報を役場等と共有し、回覧板や掲示板を活用して、地域の住民に周知しましょう。 ○ゲートキーパー養成研修等の受講について、検討してみましょう。等

³⁴ 心理についての専門性を持ち、学校において、児童・生徒が抱える様々な課題について解決のための助言や指導などを行う人のこと。

³⁵ 問題を抱える児童・生徒を取り巻く環境への働きかけや、関係機関等との連携・調整を行う人のこと。

³⁶ カウンセリングや諸種の心理療法などを担当する専門職。

³⁷ 様々な悩みを持つ子ども・若者（小学生～39歳まで）や保護者の相談を受け付ける窓口。

³⁸ 精神保健福祉法第6条の規定に基づき、精神保健の向上および精神障がいのある人の福祉の増進を図るための機関で、草津市に設置されている。

³⁹ 地域住民の医療・保健・福祉・生活衛生にかかる相談等の業務を行う機関で、彦根保健所が兼ねている。

（４）地域防犯活動の推進【多賀町再犯防止推進計画】

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇犯罪の半数は再犯が占めており、再犯率が高い。（策定委員会委員意見）
- ◇再犯を防止する取り組みとして行政がすべきことは、「犯罪をした人に対する支援ネットワークを作る」の割合が最も高い。（アンケート調査より）

【取り組みの方向性】

- ◇関係機関や地域と連携し、子どもの連れ去りや消費者被害も含めた総合的な地域防犯体制の構築を進めます。
- ◇再犯の防止に向けて、関係機関のネットワーク化等の体制づくりに取り組むとともに、地域住民に対する犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深める取り組みを推進します。

【町の取り組み】

①地域防犯体制の充実

必要に応じ、通学路を中心に防犯カメラの設置に努めます。また、警察官による警戒・パトロールが定期的実施されるよう要請します。

子どもの犯罪被害や不審者情報のメール配信が効果のある情報提供となるよう取り組みを進めます。

高齢者や障がいのある人を悪質商法・詐欺行為などの被害から守るため、「広報たが」や有線放送、出前講座などを活用し、必要な情報を提供するとともに、消費者被害に関する相談について関係機関と連携し、迅速な対応を図ります。

②再犯防止に向けた体制づくり【★新規】

様々な生きづらさを抱える罪を償い再出発しようとする人等が、地域社会で孤立せずに社会復帰できるように支援をしていくために、保護司会⁴⁰や更生保護女性会⁴¹、県をはじめとした関係機関等が連携し、それぞれが把握している課題を共有するなど、支援のネットワーク化を進めます。

③再犯防止活動の推進【★新規】

再犯に至る背景には、生活困窮や孤立等があることも踏まえ、基本目標3「(6)福祉支援基盤の構築」の取り組みを中心に、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りに必要な支援を実施していきます。

また、広く住民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるための“社会を明るくする運動⁴²”を推進します。

⁴⁰ 犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないよう、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア組織。

⁴¹ 非行や犯罪に陥った人たちが、再び社会の一員として、立ち直るのを助けるため、女性のもつあたたかさ、細やかさを活かして活動する民間のボランティア組織。

⁴² 犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省が主唱する全国的な運動。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○地域で不審者等を見かけた場合は、警察や役場等へ連絡しましょう。○悪質商法・詐欺行為等に関する情報を、「多賀町総合情報配信システム」、「広報たが」や有線放送等も活用し、積極的に入手しましょう。○“社会を明るくする運動”について、調べてみましょう。等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○悪質商法・詐欺行為等に関する情報を役場等と共有し、回覧板や掲示板を活用して、地域の住民に周知しましょう。○“社会を明るくする運動”の広報活動等に参加しましょう。等



(5) 権利擁護体制の構築【多賀町成年後見制度利用促進基本計画】

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇判断能力が十分でなくなった時に頼る相手について、わずかながら「頼れる人がいない」方がいる状況。(アンケート調査より)
- ◇権利擁護に関する制度の認知状況は、「地域福祉権利擁護事業」「成年後見制度」のいずれも、年齢が低いほど「名前も内容も知らない」割合が高い。(アンケート調査より)

【取り組みの方向性】

◇判断能力が十分ではない高齢者や障がいのある人などの権利擁護を推進するため、地域福祉権利擁護事業⁴³や成年後見制度利用支援事業の普及・促進を図ります。

【町の取り組み】

①地域福祉権利擁護事業の充実・強化

社会福祉協議会が行う福祉サービスの利用や日常的金銭管理などに関する援助を行う地域福祉権利擁護事業について、住民に周知を図ります。

また、世帯全員に支援が必要なケースが増加している中で、世帯が抱える課題について、社会福祉協議会と連携して早期解決を図ります。

②成年後見制度利用支援事業の充実・強化

成年後見制度や成年後見制度の利用が困難な人に対する町長申立てなど、審判の申立て等に関して支援する成年後見制度利用支援事業について、適切な支援ができるよう職員のスキルアップを図ります。

また、成年後見制度の適切な利用ができるよう、彦愛犬権利擁護サポートセンター⁴⁴と連携し、事業の充実強化に取り組んでいきます。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	○成年後見制度や地域福祉権利擁護事業について、調べてみましょう。 ○家族や友人、近隣の人に権利擁護の支援を必要としている人がいないか、考えてみましょう。等
地域・団体等	○役場や社会福祉協議会と、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業に関する情報を共有し、回覧板や掲示板を活用して、地域の住民に周知しましょう。 ○地域福祉権利擁護事業や成年後見制度利用支援事業の利用が必要と考えられる人がいたら、役場や社会福祉協議会へ相談しましょう。等

⁴³ 認知症や知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用手続き援助や、日常的な金銭管理等を行う事業。

⁴⁴ 高齢者・障がい者への虐待などの権利侵害や成年後見の利用など、権利擁護に関する専門相談機関。

(6) 福祉支援基盤の構築

【アンケート調査等における関連する主な結果・意見】



- ◇日々の生活で困ったことがある時の相談先として、「家族・親戚」「友人・知人」を除くと「行政」の割合が最も高い一方で、わずかながら「相談できる人はいない」を選択している方がいる。(アンケート調査より)
- ◇アンケート調査結果から「家族やパートナーから暴力を受けている」「ヤングケアラーがいる」「自殺を考えたことがある」といった方がいることがわかる。こういう方がいらっしゃることや、その支援先について、もっと広報していく必要があると思う。(策定委員会委員意見)

【取り組みの方向性】

- ◇気軽に相談できる場所や、専門的な相談・指導を受けられる場所、また、地域住民が気楽に集い、交流する中で情報交換ができる場所などの確保を図ります。
- ◇潜在的な支援ニーズの把握に向けて、アウトリーチ型支援の取り組みを推進します。
- ◇生活保護受給者率が増加傾向にある中で、貧困の連鎖の抑制に向けて、生活困窮者の早期把握と対応を進めます。
- ◇障がいのある人など、能力がありながら就労が困難となっている方への支援等、複雑・多様化する相談内容に対応するため、福祉・保健・医療等の関係機関との連携を強化し、総合的な対応を行う体制を確立します。
- ◇広報や有線放送、町のホームページ等を活用し、町内外の相談窓口や福祉サービスだけでなく、地域や地域の福祉活動等に関する情報発信の強化に努めます。
- ◇複雑化・複合化する課題に柔軟に対応するため、庁内だけでなく、町内外の関係機関等と分野横断的な連携強化に取り組みます。

【町の取り組み】

①総合相談体制の強化

支援を必要とする人のニーズを把握するとともに、複合的な福祉課題に対応するため、関係課との連携をはじめ、社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域の身近な相談役である民生委員・児童委員や福祉推進員、子ども・家庭応援センターや教育機関等との連携を強化し、包括的な総合相談体制の強化をめざします。

また、町内外の各相談窓口の周知を図るとともに、身近な相談から専門的な相談へとつなげられるよう、相談体制を充実します。

②潜在的な支援ニーズの把握【★新規】

地域や行政からの支援が必要であるにも関わらず、適切な支援に結びついていない方が、必要なサービス等に結びつくように、利用可能な支援やサービス等の情報発信に加え、自ら助けを求めにくい方へ向けたアウトリーチ型支援を実施し、支援ニーズの把握に努めます。

③生活困窮者、就労が困難な方等への支援

ひとり親世帯や低所得者の自立促進に向けて、生活保護制度や県の福祉制度等の周知を図るとともに、生活困窮者の早期把握に向けて福祉事務所や関係者と連携を図るとともに、徴収対策と生活困窮者等支援対策連携会議⁴⁵を定期的で開催し、支援を進めていきます。

さらに、滋賀県湖東健康福祉事務所や社会福祉協議会、民生委員・児童委員との連携・情報共有に努めるとともに、いわゆる“貧困の連鎖”を回避する観点等からも、子どもの貧困対策に取り組んでいきます。

また、就労が困難な方に対して、専門機関等との連携や情報提供により、希望する就労の実現に向けた支援を進めます。

④住宅改修の支援

高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で生活できるよう、住宅のバリアフリー化など、快適な生活が送れるような動線を創出する「住宅改修」の情報提供や相談などによる支援を行い、住みやすい住環境の提供を推進します。

⑤福祉関連情報発信力の強化

福祉サービスを広く一般的に周知するため、様々な媒体や機会を活用し、情報を必要とする人にわかりやすく配慮して、情報を提供します。

また、地域や地域の福祉活動について、「広報たが」や有線放送、町のホームページに加え、SNS等を活用し、幅広い年代に伝わるよう、情報発信の強化に努めます。

⑥支援関係機関の連携促進【★新規】

ダブルケアやヤングケアラー⁴⁶など、課題が複雑化・複合化する中で、対象者を区切った縦割りによる解決が困難となっていることを踏まえ、地域包括支援センターや子ども・家庭応援センター等の庁内の相談機関はもちろん、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等、地域の多様な団体に加え、町内外の専門機関、事業所等との連携を深め、個別ケースに対応できる柔軟な支援体制の構築を図ります。

【住民・地域等に期待する活動】

個人・家庭	<ul style="list-style-type: none">○町内や周辺地域にどのような相談機関があるか、調べてみましょう。○生活の中で、自分や家族、友人だけでは解決が困難な問題があったら、町内外に関わらず、まずは公的な機関に相談しましょう。○「広報たが」や有線放送、町のホームページ、SNSなど、自分のライフスタイルに応じた情報媒体で、町の福祉や地域に関する情報を定期的に確認しましょう。等
地域・団体等	<ul style="list-style-type: none">○役場や社会福祉協議会と、町内外の相談機関の情報を共有し、回覧板や掲示板を活用して、地域の住民に周知しましょう。○地域や団体で解決が困難な問題は、町内外に関わらず、まずは公的な機関に相談しましょう。等

⁴⁵ 生活困窮者等の把握のため、庁内の関係各課や関係機関と連携し、定期的で開催する会議。

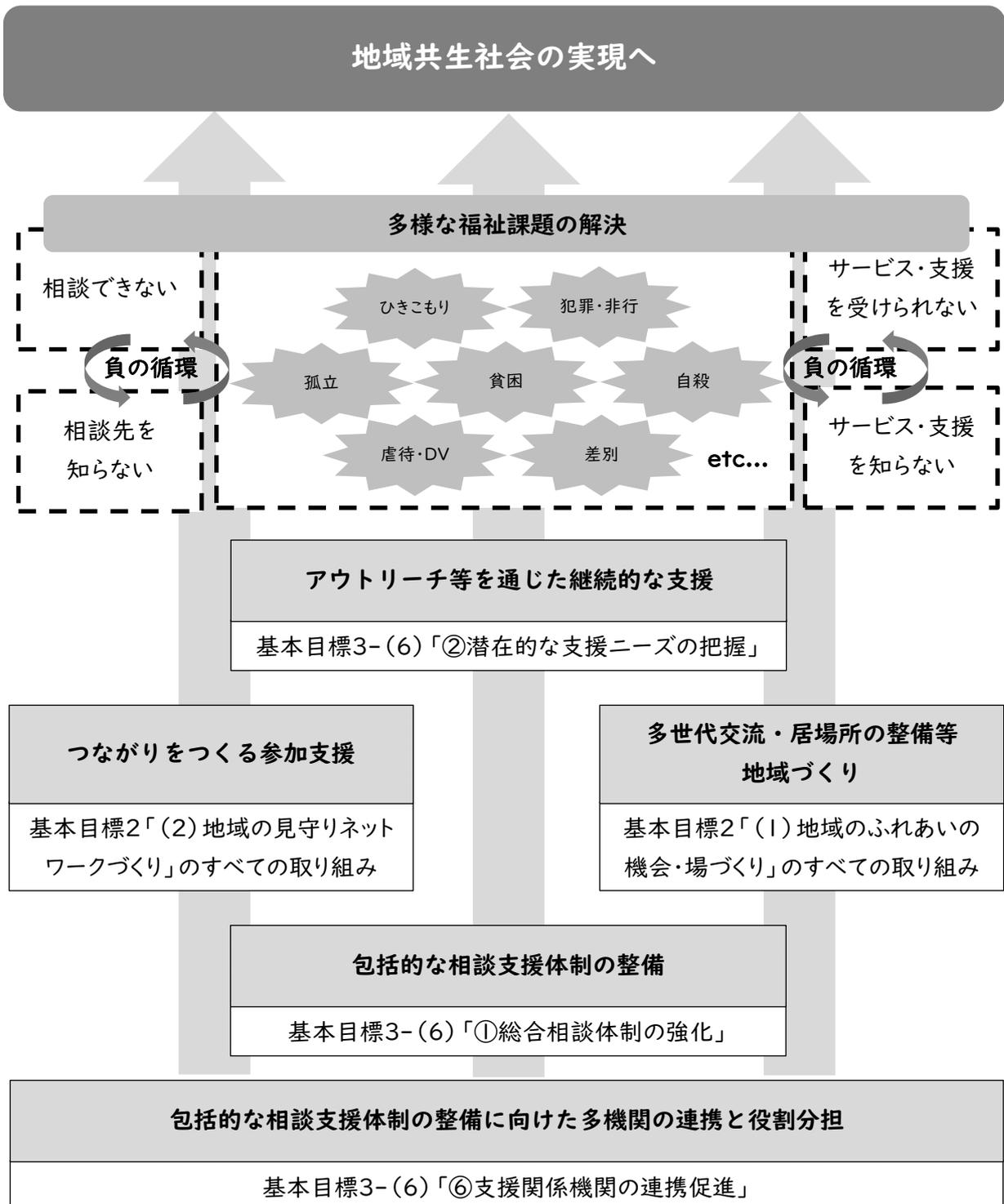
⁴⁶ 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることのこと。

【重点施策】重層的支援体制整備事業の推進

地域共生社会の実現に向けて、国は社会福祉法を改正し「重層的支援体制整備事業」を創設しました。この事業の創設は、既存の制度の対象となりにくい多様な福祉課題や、複数の生活上の課題を抱える個人・世帯の課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースへの対応の拡大が背景となっています。

本町においても、本計画に設定した多様な取り組みを連携させることで、本町独自の重層的支援体制整備事業を推進し、地域共生社会の実現へつなげていきます。

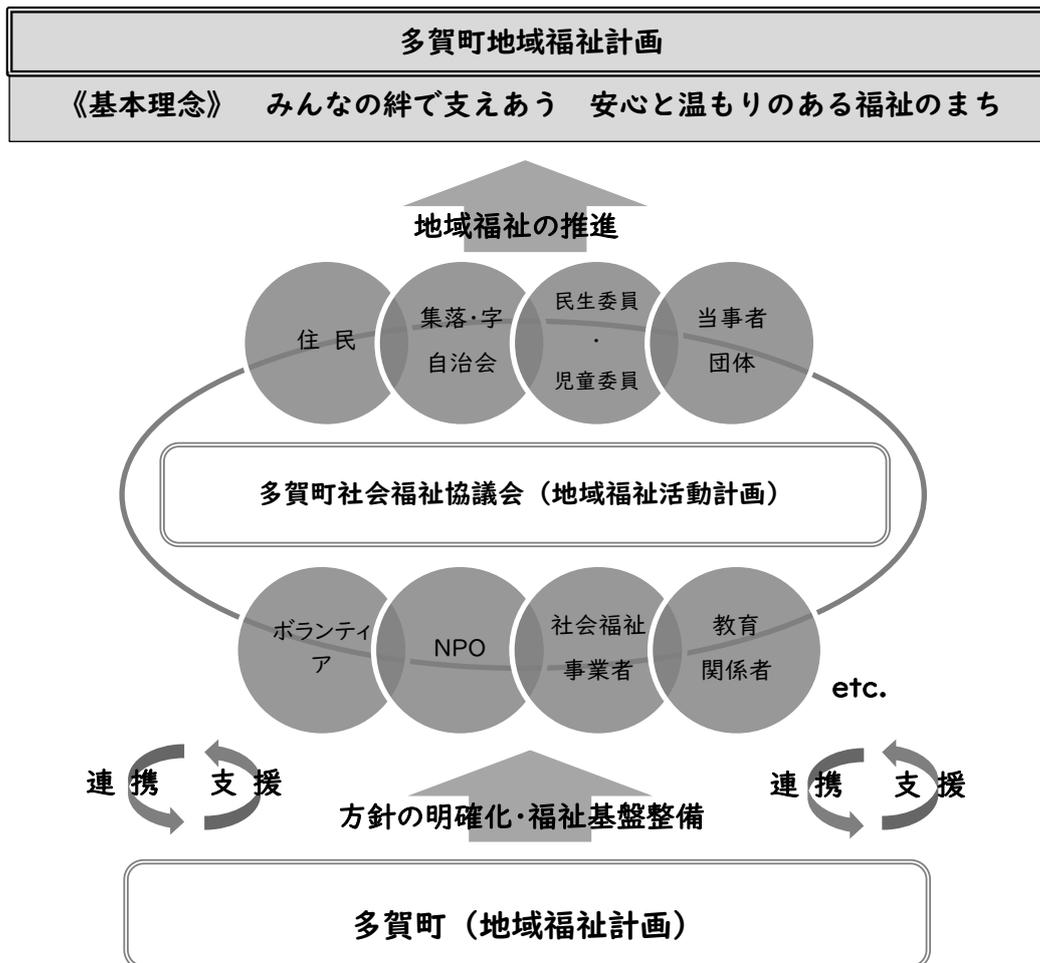
■ 重層的支援体制整備事業の推進イメージ



第2章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

地域福祉は、住民をはじめ、集落・字・自治会、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティアやNPO、社会福祉事業者、教育関係者、社会福祉協議会、行政などの多様な主体が、それぞれの役割を認識し、協働による活動を進めていくことが重要です。



(1) 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域社会の一員であることの自覚を持つことが大切です。そして、地域福祉の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的に参加するなどの役割が期待されます。

また、困った時には“おたがいさま”の精神で、支え上手、支えられ上手になることも必要です。

(2) 地域の団体・組織、社会福祉事業者などの役割

集落・字・自治会や、民生委員・児童委員をはじめとする社会福祉関係団体・組織は、住民が安心して暮らすことができるよう、様々な支援を行う役割を担っています。

また、ボランティア団体等は、地域で様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、多様化する地域の福祉ニーズに対応する役割が求められます。

社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援をはじめ、サービスの質の確保・向上、事業内容やサービス内容の情報提供、また、その他サービス事業者等との連携に取り組むことが求められています。

さらに、多様な福祉ニーズに対応するため、住民の福祉への参加支援、地域の一員として社会貢献活動を行い、福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることを使命とし、だれもが安心して住み慣れた地域で暮らせるように、福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織であり、その推進においては住民や各団体・組織との調整役として大きな役割を担うことが期待されます。

そのため、社会福祉協議会が令和3年3月に策定した、地域福祉推進のための具体的な行動計画となる「地域福祉活動計画」を、町が策定する地域福祉計画と連携しながら推進し、本町の地域福祉活動の先導役を果たすことが求められています。

(4) 行政の役割

行政は、地域福祉計画の中で本町の地域福祉推進における方針を明確化し、福祉基盤の整備に取り組むとともに、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、集落・字・自治会、当事者団体、ボランティア団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力し、地域の福祉活動を促進するための支援を行います。

行政の内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・防災・防犯・交通・住宅・環境・産業などの幅広い分野に関係する各課に加え、国・県・湖東定住自立圏等と広域的な連携を図りながら、横断的な施策の推進に取り組みます。

2 計画の進行管理

円滑な計画の推進を図り、より効果的な進行管理を行うため、庁内の関係各課はもちろん、地域福祉の推進に関わる活動主体の代表で構成される「多賀町地域福祉計画推進委員会(仮称)」において、定期的な進捗状況の点検・評価を行います。

また、庁内関係各課において、計画に基づいた実施事業の検討と進行管理を行います。5年後の計画の評価に際しては、アンケート調査等による住民の意識や行動変容の把握を行います。

さらに、地域福祉は、課題解決に向けての不断の取り組みであり、福祉ニーズへの的確な対応、社会情勢や国の動向の変化に的確かつ柔軟に対応するためにも、この計画の進行管理は、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方により推進します。



<地域福祉計画における PDCA サイクル>

- ① 地域福祉計画の策定(改定)
- ② 取り組みの着実な実施
- ③ 取り組みの検証・評価
- ④ 必要に応じた地域福祉計画の見直し

資料編

Ⅰ 計画策定の経過等

■ 多賀町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 多賀町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、多賀町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(庶務)

第2条 委員会は、計画に関する調査および研究を行い、計画を策定するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町長が委嘱し、または任命する。

3 委員会に委員長および副委員長を置く。

4 委員長および副委員長は、委員の互選による、

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に委員会への出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保健課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成25年2月22日から施行する。

2 第6条の規定に関わらず、この要綱に基づき最初に開催される委員会は町長が招集する。

■ 多賀町地域福祉計画策定委員会委員名簿（令和4年4月1日～令和6年3月末まで）

役職	氏名	所属	備考
副委員長	野村 惣藏	多賀町民生委員児童委員協議会 会長	
	宮下 勇	多賀町区長連絡協議会	～R5.3
	吉川 利平	多賀町区長連絡協議会	R5.4～
委員長	多賀 昌宏	多賀町社会福祉協議会 会長	
	大西 孝雄	多賀町身体障害者更生会 会長	
	柴田 勝義	多賀町手をつなぐ育成会 会長	
	見津 京子	多賀町赤十字奉仕団 会長	
	前川 正美	多賀町健康推進協議会 会長	
	中溝 久子	多賀町福祉推進員連絡会 会長	
	池尻 力	多賀町青少年育成町民会議 会長	
	川上 寿一	滋賀県湖東健康福祉事務所 所長	～R5.3
	竹内 英司	滋賀県湖東健康福祉事務所 次長	R5.4～
	橋本 悟	多賀町子ども・家庭応援センター 所長	～R5.3
	金澤 康男	多賀町子ども・家庭応援センター 所長	R5.4～
	小菅 俊二	多賀町役場 副町長	

■ 計画策定の経過

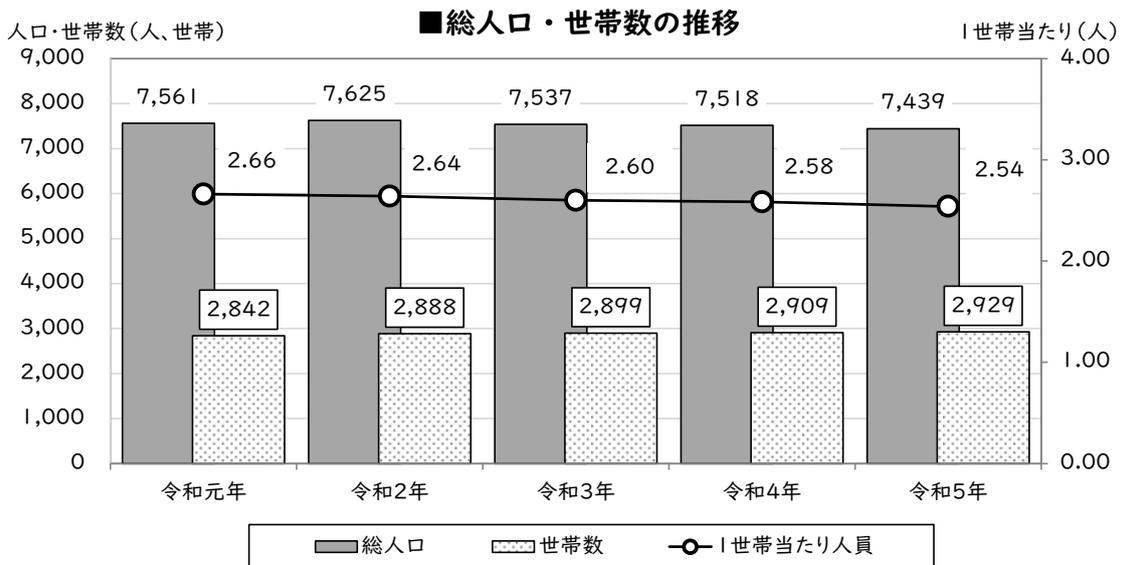
年	月/日	内容
令和4年	9月6日～ 9月30日	「住民アンケート調査」の実施
	11月29日	「住民ワークショップ」の実施
令和5年	2月16日	<第1回 多賀町地域福祉計画策定委員会> ◇第3期多賀町地域福祉計画策定に向けたポイントについて ◇住民アンケート調査結果について ◇住民ワークショップ結果について
	10月3日	<第2回 多賀町地域福祉計画策定委員会> ◇第2期多賀町地域福祉計画の評価・検証について ◇第3期多賀町地域福祉計画（骨子案）について
令和6年	2月1日	<第3回 多賀町地域福祉計画策定委員会> ◇第3期多賀町地域福祉計画（素案）について
	2月15日～ 2月29日	「パブリックコメント」の実施

2 基礎調査結果の詳細

■ 地域福祉に関する統計データ

①人口

令和元年から令和5年の本町の総人口・世帯数の推移をみると、総人口は令和2年以降、一貫して減少し続けていますが、世帯数は増加しており、1世帯当たり人員についても減少している状況です。

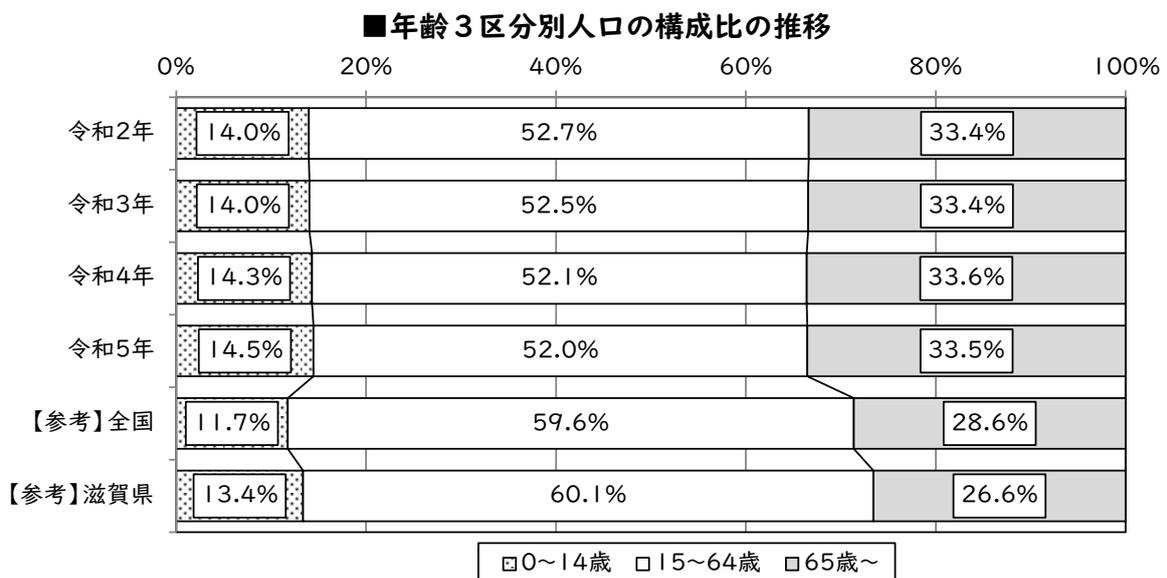


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

令和5年の年齢3区分別人口の構成比をみると、高齢化率(65歳~)は全国が28.6%、滋賀県が26.6%であるのに対し、本町は33.5%と高くなっています。

生産年齢人口比率(15~64歳)は全国が59.6%、滋賀県が60.1%であるのに対し、本町は52.0%と低くなっています。

年少人口比率(0~14歳)については、全国・滋賀県の水準を上回る14.5%となっています。



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※全国・滋賀県は住民基本台帳(令和5年1月1日)

(単位:人)

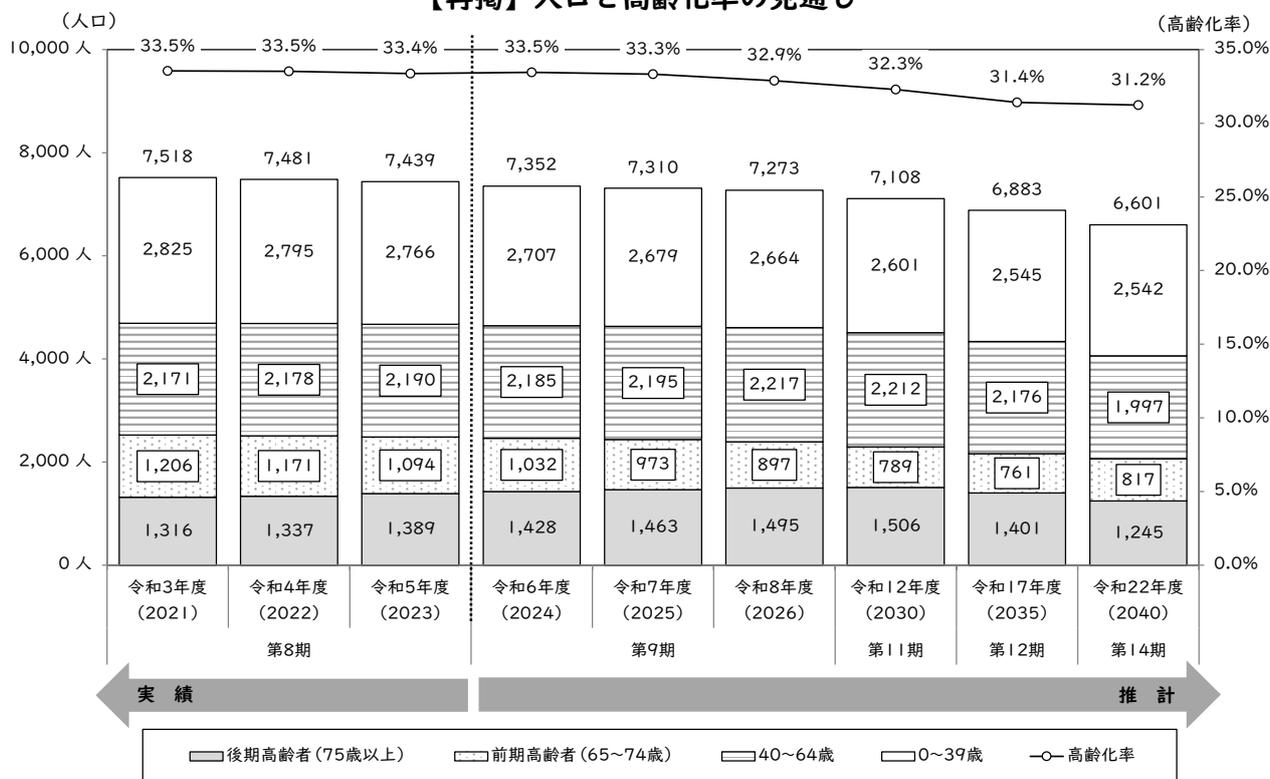
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	変化率 (R1⇒R5)
総人口		7,561	7,625	7,537	7,518	7,439	98.4%
0~14歳	人口	1,001	1,065	1,058	1,076	1,075	107.4%
	比率	13.2%	14.0%	14.0%	14.3%	14.5%	-
15~64歳	人口	4,026	4,016	3,958	3,918	3,870	96.1%
	比率	53.2%	52.7%	52.5%	52.1%	52.0%	-
65歳~	人口	2,534	2,544	2,521	2,524	2,494	98.4%
	比率	33.5%	33.4%	33.4%	33.6%	33.5%	-

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

多賀町の総人口は今後もゆるやかに減少し、令和7(2025)年度には7,310人程度になることが見込まれています。

高齢者についても減少傾向となっており、高齢化率については令和5(2023)年度の33.4%から令和7(2025)年度には33.3%まで減少し、以降も減少する見込みですが、介護需要に結びつきやすい75歳以上の後期高齢者については令和12(2030)年度頃にかけて増加傾向で推移する見込みです。

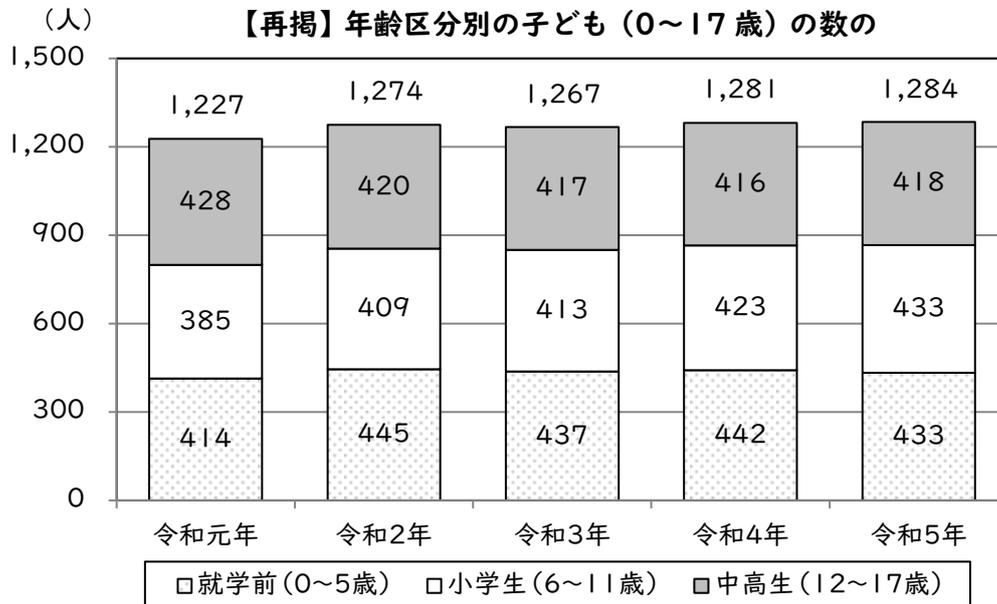
【再掲】人口と高齢化率の見通し



※資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)
 ※将来人口は、性別・1歳別コーホート変化率法による推計

②子ども(0~17歳)の数

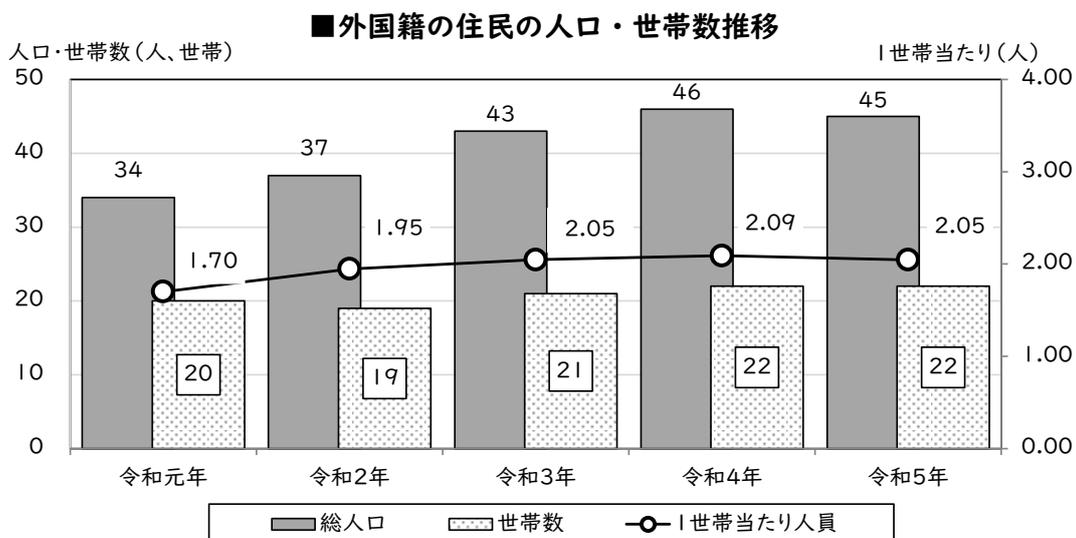
令和元年から令和5年の子ども(0~17歳)の数の推移をみると、増加傾向で推移しています。年齢区分別にみると、小学生(6~11歳)については一貫して増加している一方で、就学前(0~5歳)は令和2年以降増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移、中高生(12~17歳)については令和2年以降減少していましたが、令和5年に増加に転じています。



資料:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

③外国籍の住民

外国籍の住民の人口の推移をみると、令和元年以降増加傾向となっています。世帯数についても微増傾向で推移していますが、人口の増加よりもゆるやかであり、1世帯当たり的人员も増加傾向となっています。

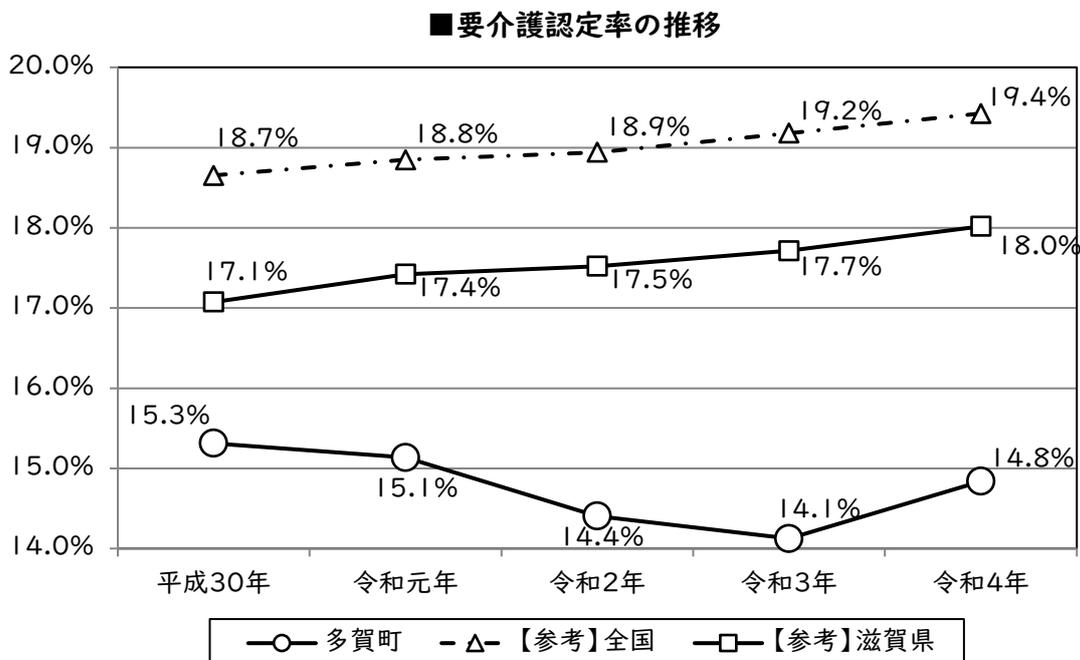


資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

④要介護(要支援)認定者

平成30年から令和4年の要介護認定率の推移をみると、全国、滋賀県のいずれも増加傾向で推移していますが、本町は令和3年まで減少傾向、その後令和4年に増加に転じています。また、全国や滋賀県よりも低い水準で推移しており、令和4年は14.8%となっています。

介護度別認定者数の平成30年から令和4年の変化率をみると、要支援2や要介護3・5の認定者数は増加しています。



■介護度別認定者数・第1号被保険者数の推移と変化率

(単位:人)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	変化率 (H30⇒R4)
要介護認定者数	381	379	360	352	367	96.3%
要支援1	17	17	12	13	11	64.7%
要支援2	16	16	20	20	19	118.8%
要介護1	110	96	102	85	104	94.5%
要介護2	72	78	65	64	68	94.4%
要介護3	71	77	88	82	91	128.2%
要介護4	70	63	46	48	43	61.4%
要介護5	25	32	27	40	31	124.0%
第1号被保険者数	2,488	2,504	2,499	2,492	2,473	99.4%
要介護認定率	15.3%	15.1%	14.4%	14.1%	14.8%	-

資料: 介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)

⑤障害者手帳所持者の状況

令和元年度から令和4年度の4年間で、身体障害者手帳所持者数と所持率が減少している一方で、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

【再掲】障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	変化率 (R1⇒R4)
身体障害者手帳	所持者数	343	310	282	269	78.4%
	所持率	4.5%	4.1%	3.7%	3.6%	—
療育手帳	所持者数	66	65	67	69	104.5%
	所持率	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	—
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数	44	45	47	51	115.9%
	所持率	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	—

資料:福祉保健課(各年度末時点)

※所持率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口で除して算出

⑥福祉関連の相談受付件数

平成30年度から令和4年度の福祉関連の相談受付件数を項目別にみると、児童虐待関連・生活困窮関連の相談が、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和2年度に増加していたことがわかります。また、子育て相談については令和元年度、高齢者総合相談については令和元年度と令和4年度に大きく増加しています。

【再掲】福祉関連の相談受付件数の推移

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談受付件数	1,491	1,831	1,772	1,579	1,732
児童虐待関連	44	44	62	62	49
生活困窮関連	2	5	11	7	4
子育て相談関連	205	333	282	187	164
高齢者虐待関連	5	5	3	4	4
高齢者総合相談	1,235	1,444	1,414	1,319	1,511

資料:福祉保健課(各年度末)

⑦児童虐待通報件数

平成30年度から令和4年度の児童虐待通報件数をみると、児童虐待関連の相談件数と同様に、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和2年度に増加していたことがわかります。

■【再掲】児童虐待通報件数の推移

(単位:件)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童虐待通報件数	8	9	20	8	9

資料:福祉保健課(各年度末)

⑧生活保護の状況

平成 30 年度から令和4年度の生活保護の受給率の推移をみると受給者、受給世帯ともに概ね横ばいとなっています。

■生活保護受給率の推移

(単位:人、世帯)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護 受給者数	人数	20	23	23	25	24
	受給率	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
生活保護 受給世帯数	世帯	19	16	15	17	18
	受給率	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.6%

資料:福祉保健課(各年度末)

※受給率は住民基本台帳(各年度 翌4月1日現在)の総人口、総世帯数で除して算出

⑨要保護児童生徒の状況

平成 30 年度から令和4年度の要保護・準要保護児童生徒数についてみると、令和元年以降は小中学校児童生徒総数が増加傾向にある中で、要保護・準要保護児童生徒数については概ね横ばいで推移しています。

■要保護・準要保護児童・生徒数の推移

(単位:人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要保護・準要保護 児童生徒合計	児童生徒数	66	59	66	61	63
	就学援助率	11.2%	10.3%	10.8%	10.0%	10.2%
要保護児童生徒	児童生徒数	0	0	2	2	2
	就学援助率	0.0%	0.0%	0.3%	0.3%	0.3%
準要保護児童生徒	児童生徒数	66	59	64	59	61
	就学援助率	11.2%	10.3%	10.5%	9.7%	9.9%
小中学校児童生徒総数		591	574	609	609	617
小学校児童生徒数		391	384	408	412	416
中学校児童生徒数		200	190	201	197	201

資料:教育委員会(各年度末現在)

資料:小中学校児童生徒総数:「学校基本調査」(各年度5月1日現在)

○要保護児童生徒とは、生活扶助および教育扶助受給対象者世帯の児童生徒のこと。

○準要保護児童生徒とは、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童生徒のこと。

⑩自殺の状況

平成30年から令和4年の本町の自殺者数・自殺死亡率の推移をみると本町では令和元年、令和3年については自殺が発生していませんが、新型コロナウイルス感染症が拡大していた令和2年度については4人の自殺が発生しており、自殺死亡率についても52.5と全国や県の水準よりも高くなっています。

【再掲】自殺者数・自殺死亡率の推移

(単位:人)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
多賀町	自殺者数	2	0	4	0	2
	自殺死亡率	26.5	-	52.5	-	26.6
【参考】全国の自殺死亡率		16.2	15.7	16.4	16.4	17.3
【参考】滋賀県の自殺死亡率		14.5	16.3	15.9	16.1	18.0

資料:地域における自殺の基礎資料(各年間集計)

※自殺死亡率は自殺者数を住民基本台帳人口(各年1月1日)で除し、これを10万人あたりの数値に換算

⑪成年後見制度の利用状況

本町における成年後見制度の利用状況は、令和2年度から令和4年度は8人程度が利用している状況です。

【再掲】成年後見制度利用者数の推移

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
成年後見制度利用者数			8	7	8

資料:大津家庭裁判所(各年度末)

⑫社会を明るくする運動の概要

○社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。

■社会を明るくする運動の概要(令和4年度)

月/日	内容
5/17	「第72回社会を明るくする運動」多賀町推進委員会の開催
5/24	「第72回社会を明るくする運動」地区推進委員会事務担当者及び地域活動部保護司協議会の開催
7/1	内閣総理大臣メッセージ伝達式
7/1~8	有線放送による広報活動 彦根保護区保護司会/民生委員児童委員協議会/大滝小学校 等
7/13	犬上郡一般公開ケース研究会(更生保護女性会)
2/27	社会を明るくする運動保護司懇談会

※その他、小・中学生への社明標語募集、広報活動、協賛募金等の活動を実施

■ 住民アンケートにおける主な結果

【結果の見方】

◇ タイトルの横には、質問形態を記載しています。

SA=単数回答:「1つに○」等、選択肢を1つ選ぶ質問形態

MA=複数回答:「3つまで○」等、2つ以上の選択肢を選ぶ質問形態

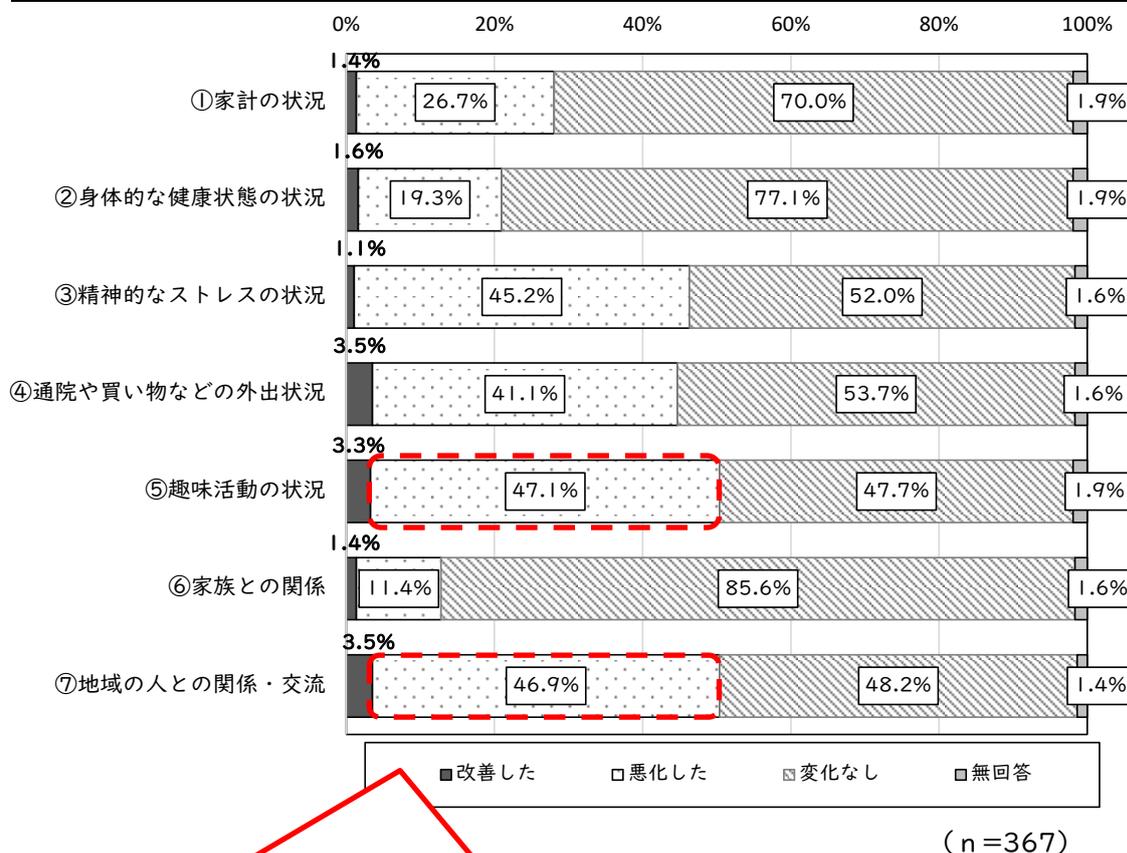
◇ 各グラフの“n”は、当該設問に回答すべき方(回答対象者)の人数を示しています。

◇ 集計結果のグラフ・表における“無回答”は、当該設問への無回答の他、回答規則違反(例えば、単数回答の設問における複数回答等)の件数(票数)を示しています。

◇ グラフ・表には、原則として各集計数の総回答対象者数に対する比率を表示しています。

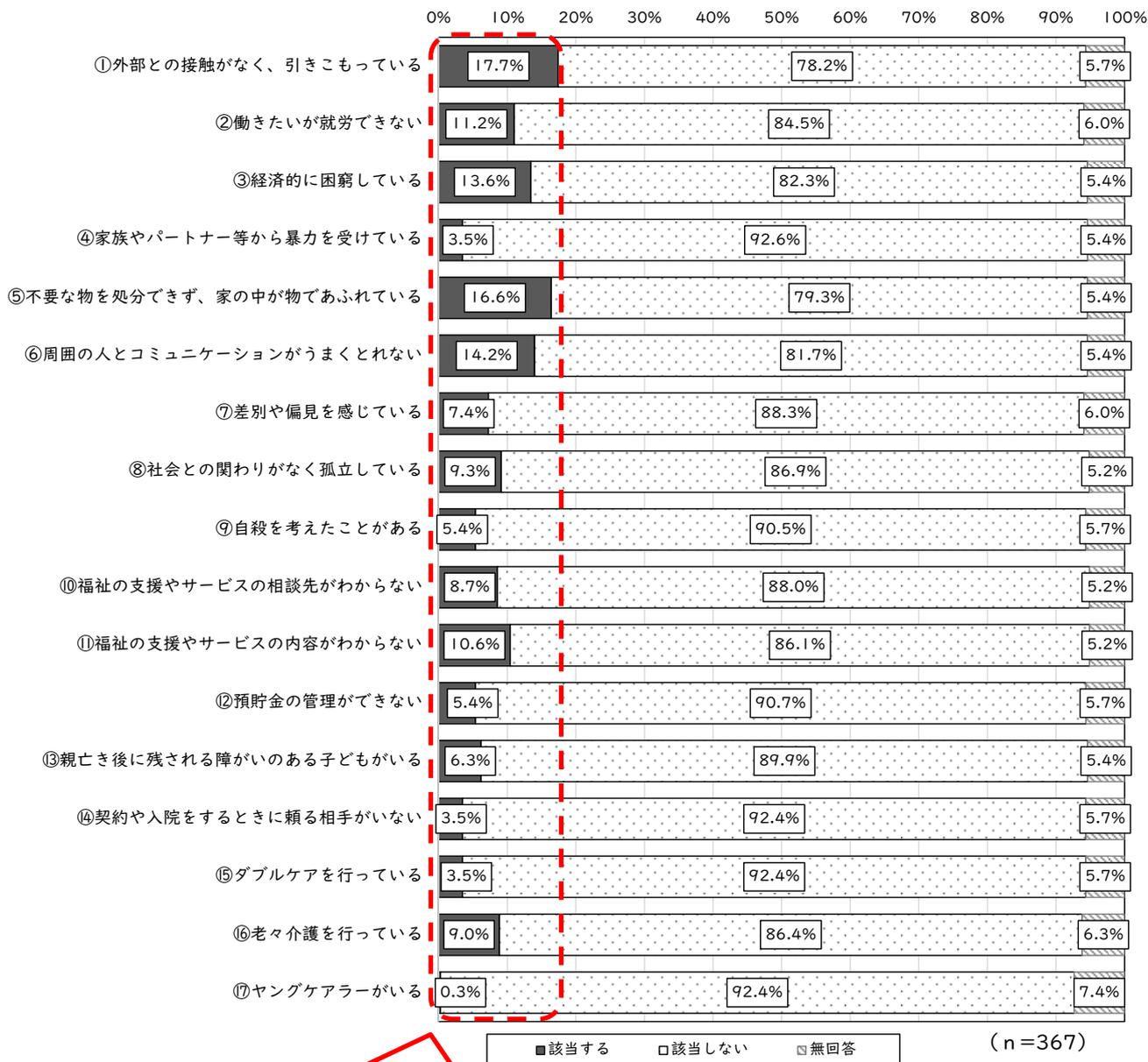
◇ 集計は小数点第2位以下を四捨五入し算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

①新型コロナウイルス感染症に伴う生活の変化(SA)



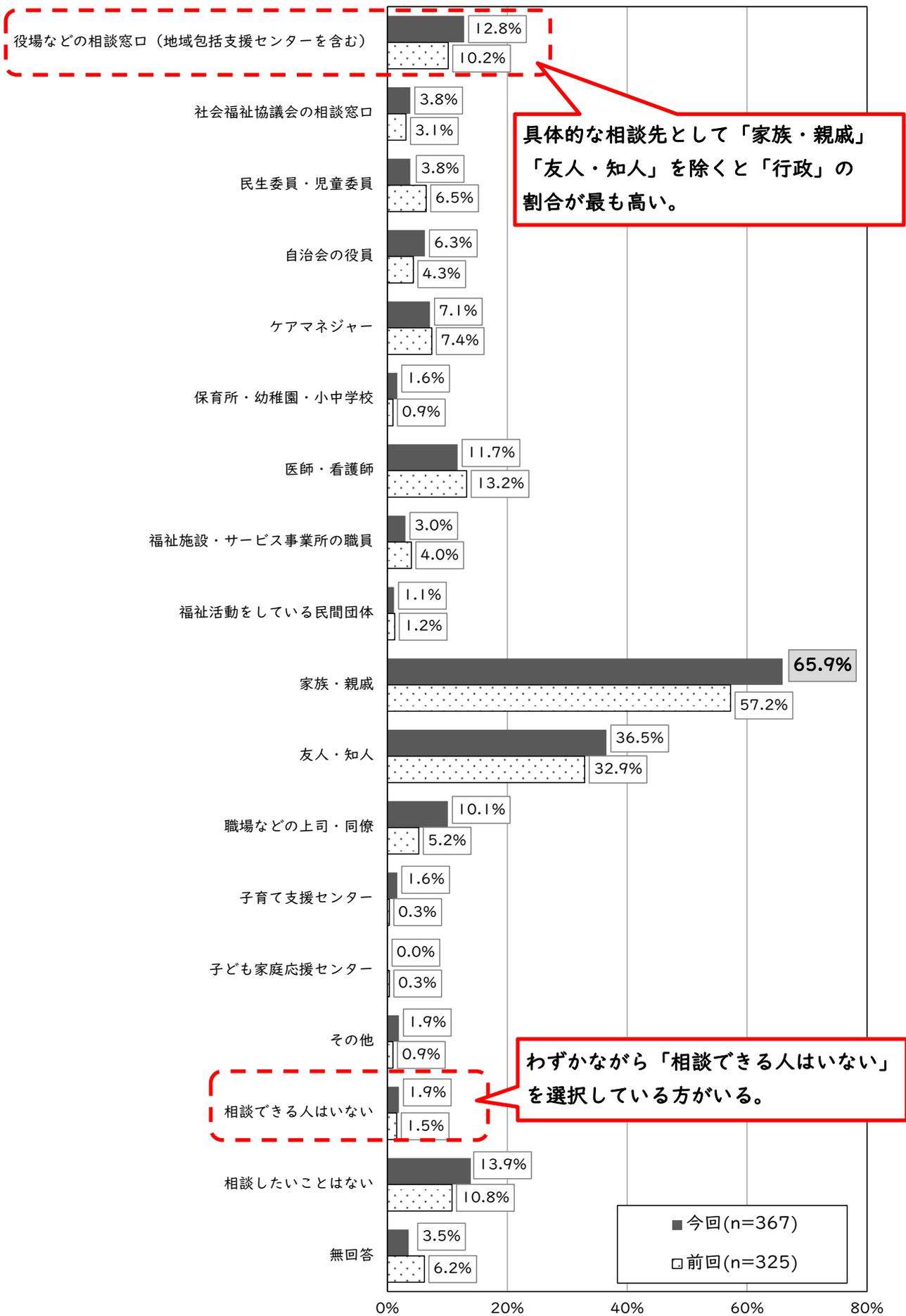
「悪化した」についてみると、地域のつながりに関わる「⑤趣味活動の状況」が47.1%と最も割合が高く、次いで「⑦地域の人との関係・交流」が46.9%となっている。

②あなたやあなたの家族、近所の住民の困りごとの該当状況 (SA)



「④家族やパートナー等から暴力を受けている」「⑧社会との関わりがなく孤立している」「⑨自殺を考えたことがある」といった深刻な内容も含め、各項目で“該当する”方がいる状況。「①外部との接触がなく、引きこもっている」「⑤不要な物を処分できず、家の中が物であふれている」等、“該当する”が1割を超えている項目もある。

③日々の生活で困ったことがある時の相談先(MA)

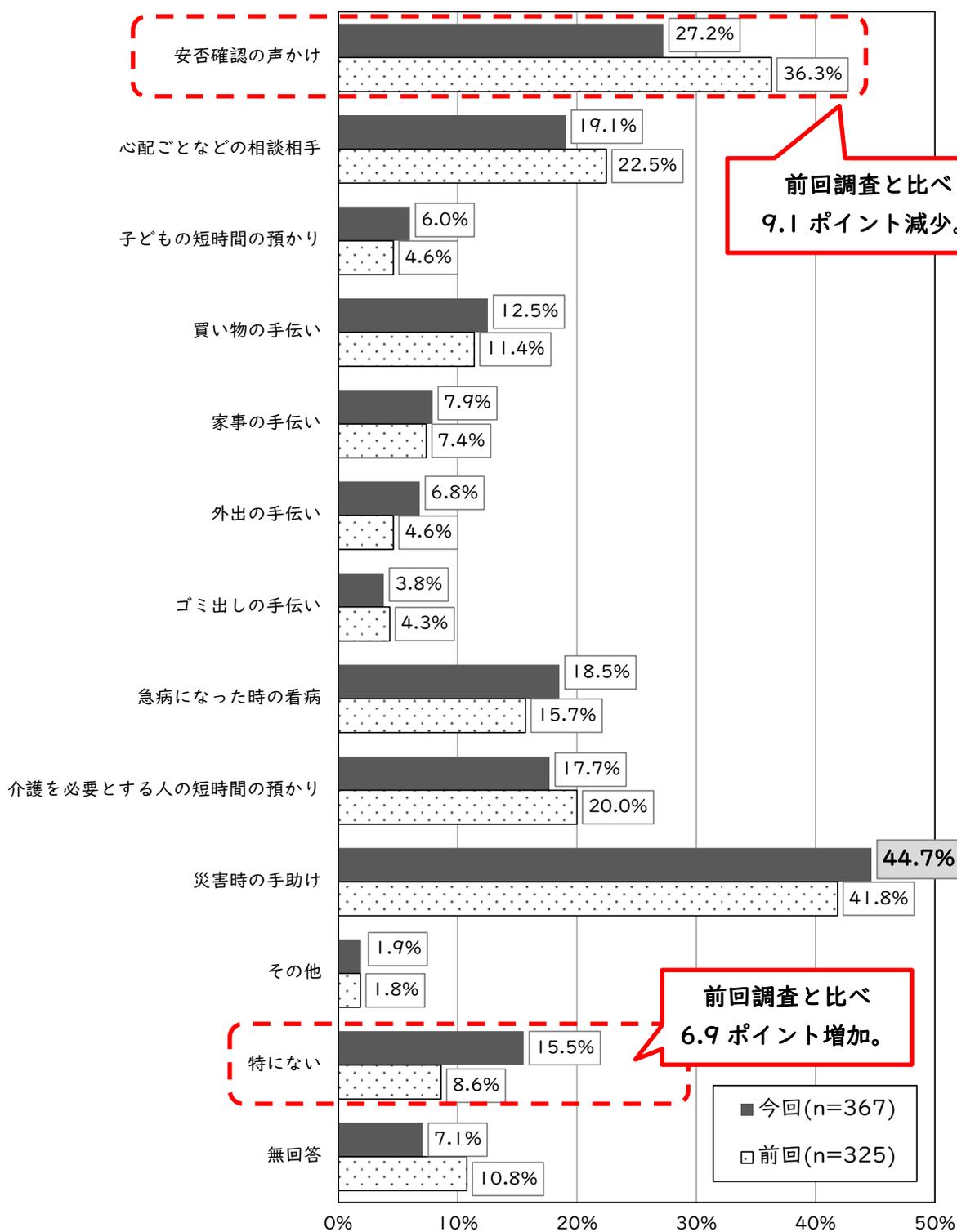


具体的な相談先として「家族・親戚」「友人・知人」を除くと「行政」の割合が最も高い。

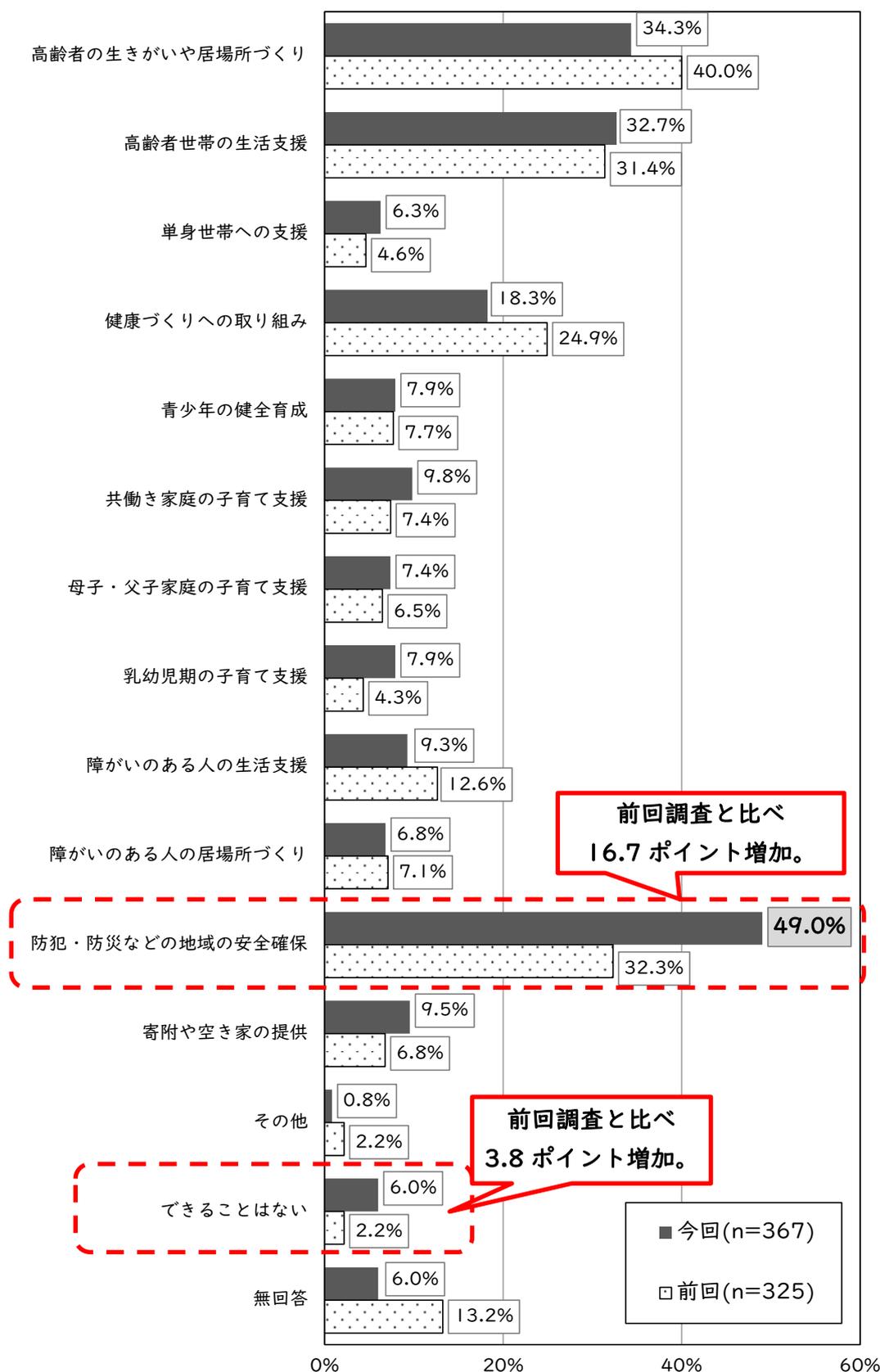
わずかながら「相談できる人はいない」を選択している方がいる。

■ 今回(n=367)
□ 前回(n=325)

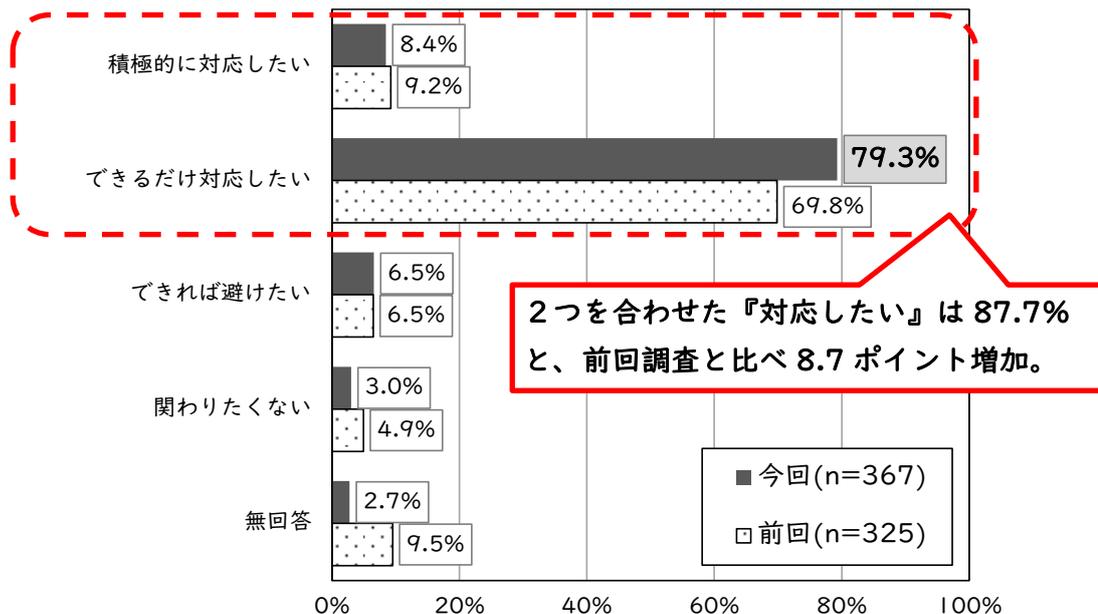
④助けが必要な時にほしい地域の支援(MA)



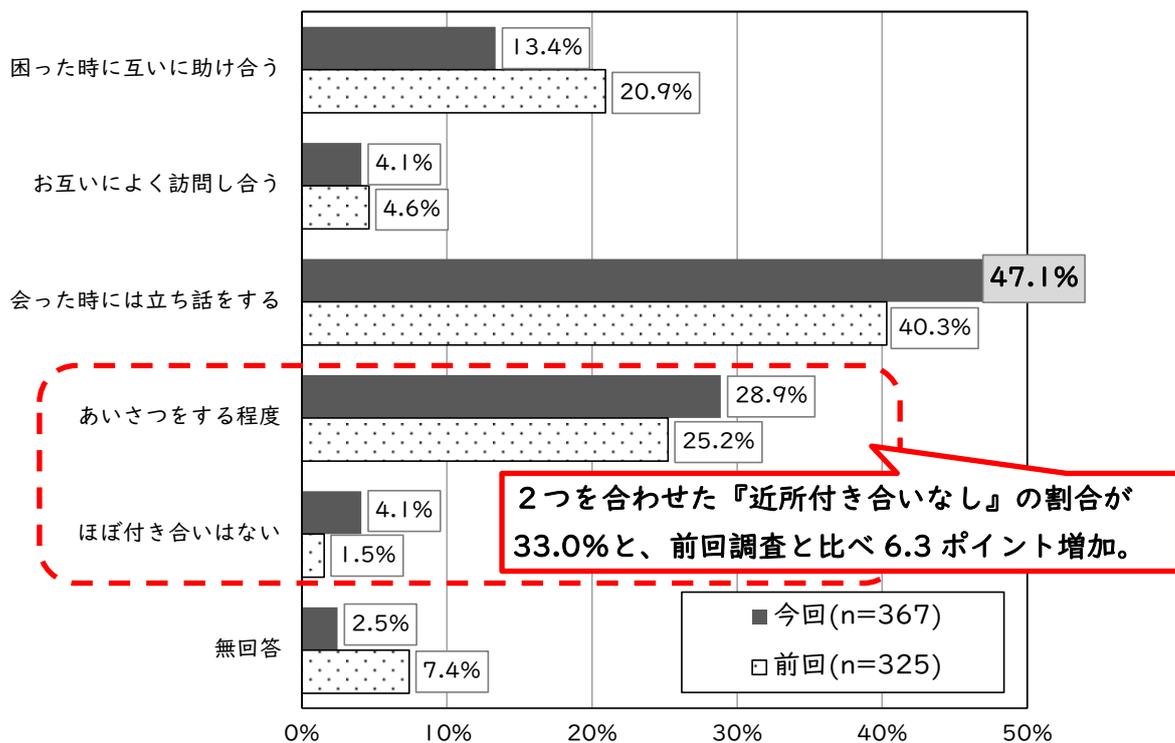
⑤身近な地域の課題に対して住民ができること(MA)



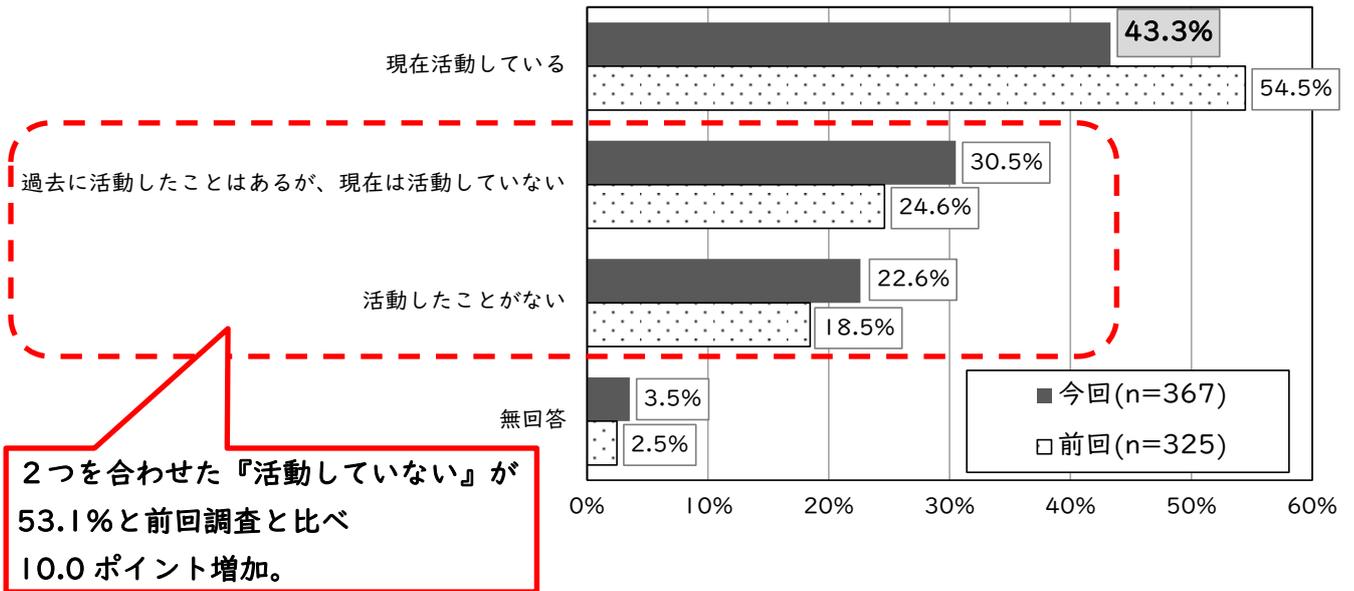
⑥助けを求められた時にどのように対応したいか (SA)



⑦近所付き合いの程度 (SA)



⑧地域活動をしているか(SA)



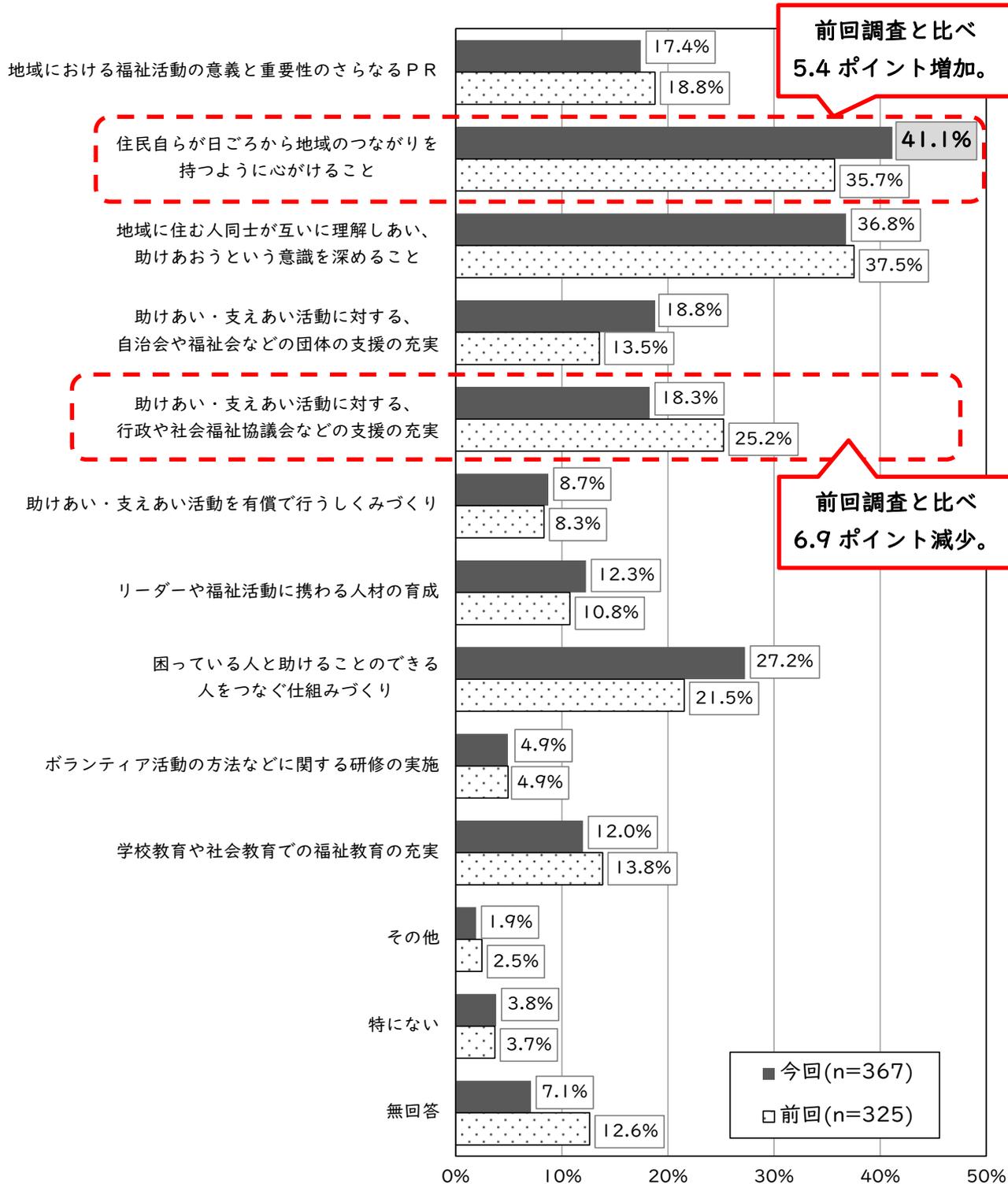
【単位】 上段：実数(人) 下段：割合(%)	合計	問16 地域活動をしているか			
		現在活動している	過去に活動したことはあるが、現在は活動していない	活動したことがない	無回答
全体	367 100.0	159 43.3	112 30.5	83 22.6	13 3.5
年齢					
18~29歳	11 100.0	2 18.2	1 9.1	8 72.7	0 0.0
30~49歳	76 100.0	28 36.8	13 17.1	35 46.1	0 0.0
50~64歳	95 100.0	39 41.1	39 41.1	15 15.8	2 2.1
65~74歳	96 100.0	54 56.3	24 25.0	15 15.6	3 3.1
75歳以上	83 100.0	35 42.2	33 39.8	7 8.4	8 9.6
居住地区					
多賀小学校区①(住宅増加地域)	122 100.0	44 36.1	31 25.4	43 35.2	4 3.3
多賀小学校区②(その他地域)	163 100.0	82 50.3	49 30.1	27 16.6	5 3.1
大滝小学校区	64 100.0	27 42.2	26 40.6	8 12.5	3 4.7
世帯状況(支援が必要な可能性のある方の有無)					
該当する	178 100.0	73 41.0	49 27.5	46 25.8	10 5.6
該当しない	180 100.0	81 45.0	61 33.9	36 20.0	2 1.1
近所付き合いの有無					
している	237 100.0	112 47.3	78 32.9	37 15.6	10 4.2
していない	121 100.0	43 35.5	31 25.6	45 37.2	2 1.7

年齢が低いほど『活動していない』割合が高くなる傾向で、“65~74歳”の40.6%に対し、“18~29歳”は81.8%。

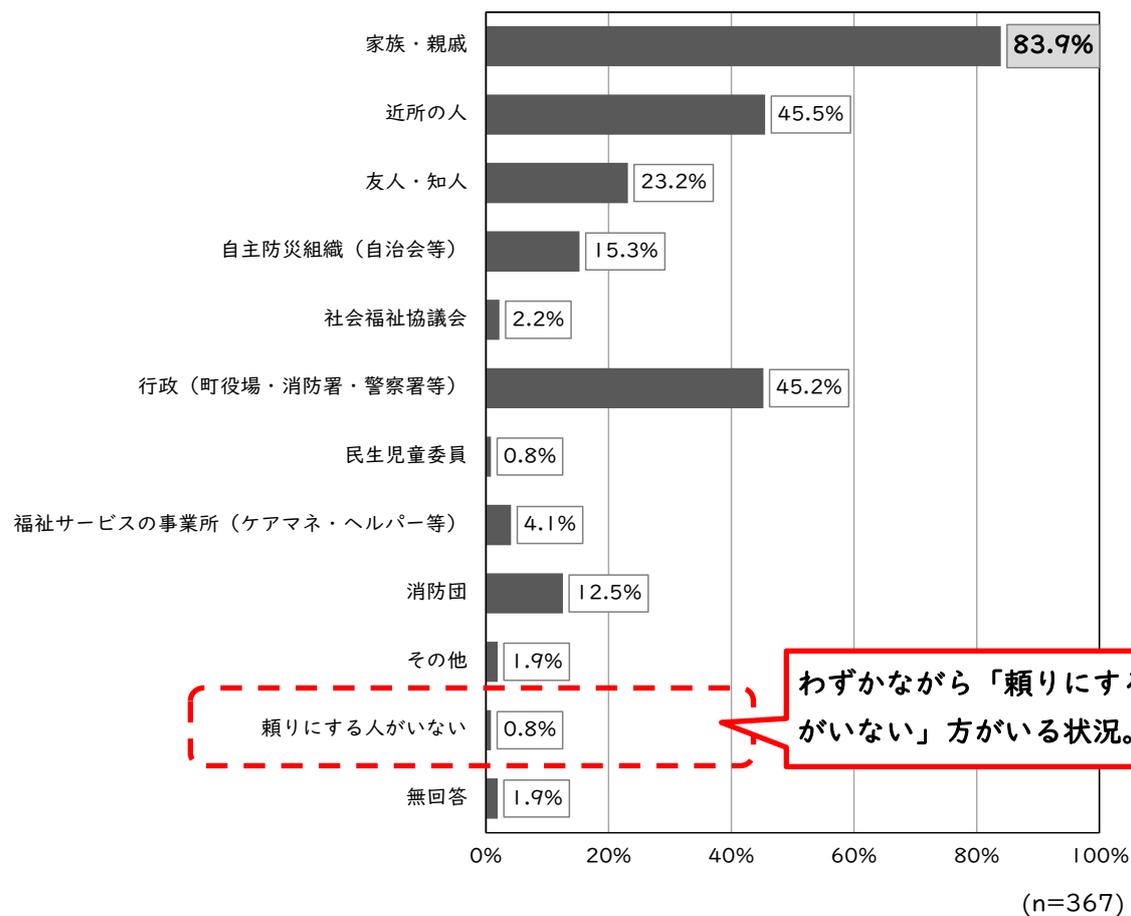
『活動していない』を居住地区別に見ると、“多賀小学校区①(住宅増加地域)”が60.6%、“多賀小学校区②(その他地域)”が46.7%、“大滝小学校区”が53.1%。

『活動していない』について、近所付き合いの有無別に見ると、近所付き合いを“している”の48.5%に対し、近所付き合いを“していない”は62.8%と割合が高い。

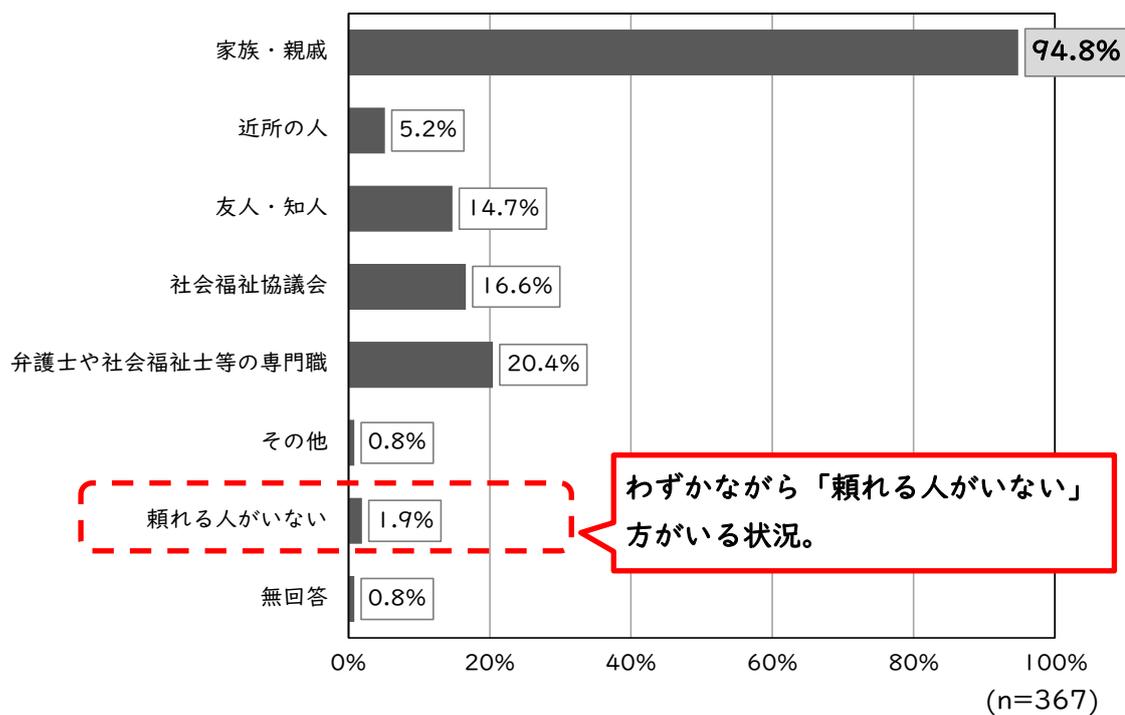
⑨地域における支えあい、助けあい活動の活発化に必要なこと(MA)



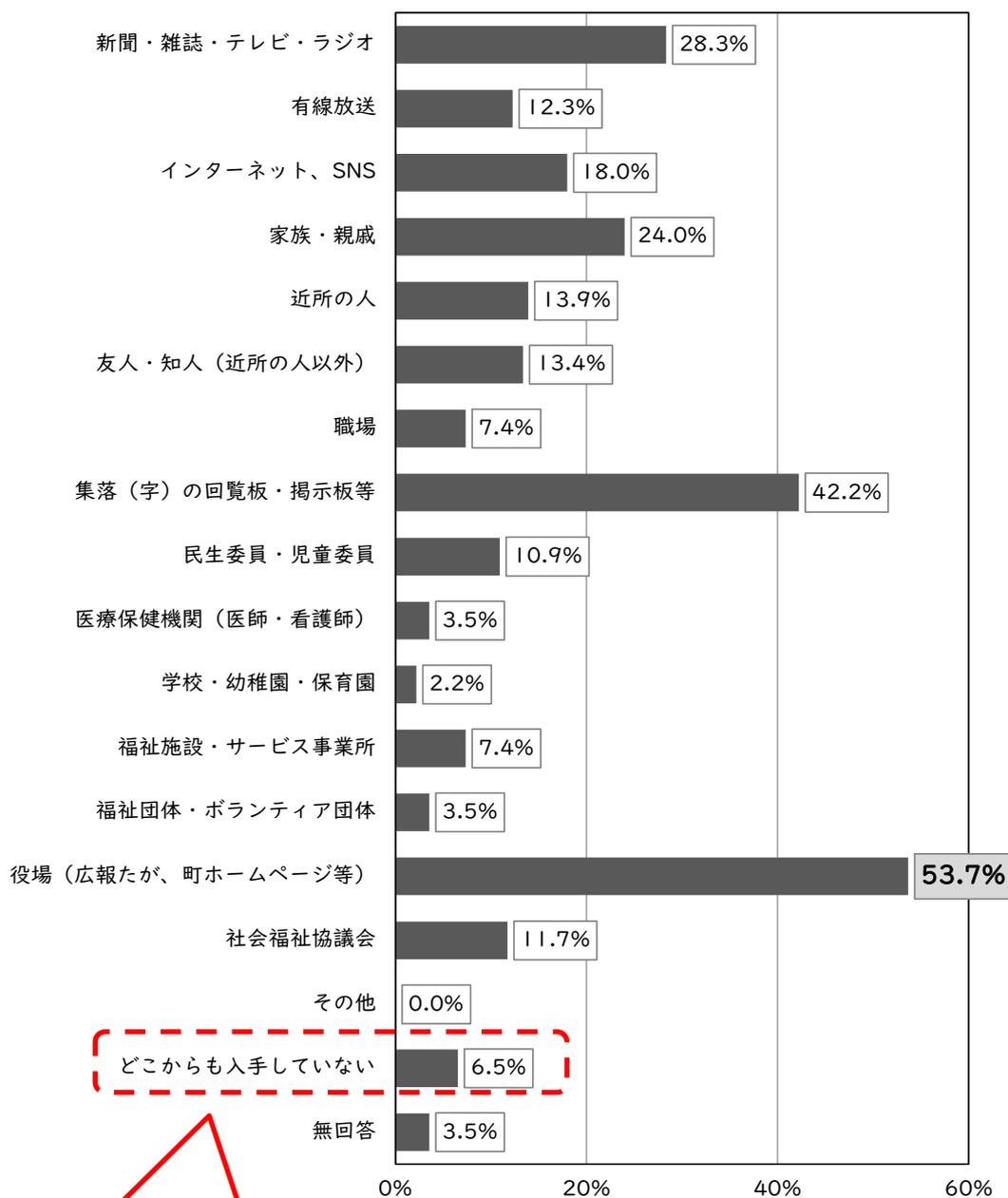
⑩災害時に頼りにする人(MA)



⑪判断能力が十分でなくなった時に頼る相手(MA)



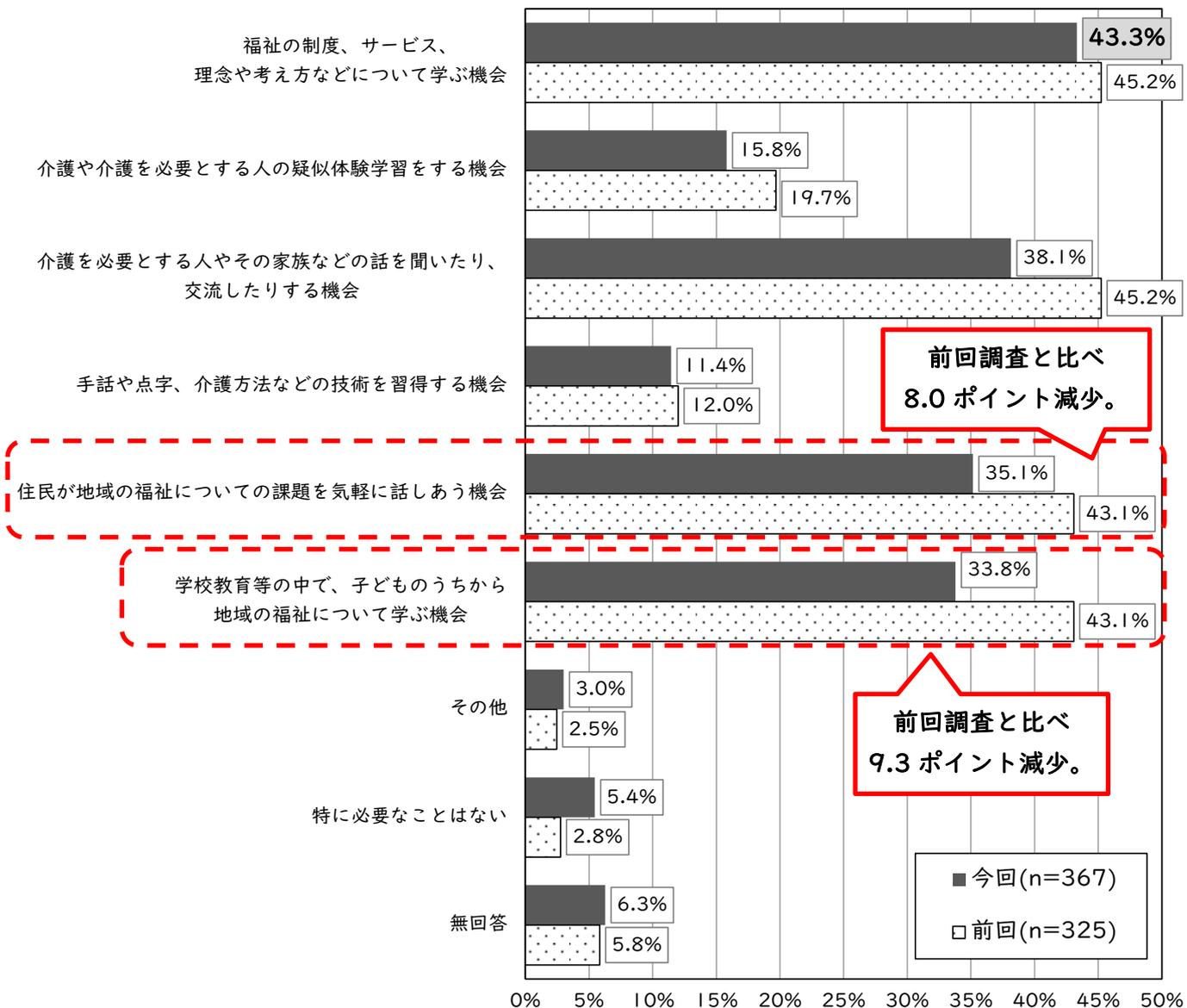
⑫福祉や福祉サービスに関する情報の入手先 (MA)



(n=367)

わずかながら「どこからも入手していない」方がいる状況。

⑬福祉の理解を深めるために必要な機会 (MA)



第3期多賀町地域福祉計画

みんなの絆で支えあう 安心と温もりのある福祉のまち

令和6年3月発行

発行／多賀町

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324 番地

TEL 0749-48-8111 (代)

HP <https://www.town.taga.lg.jp/>

編集／多賀町福祉保健課

〒522-0341

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 221 番地 1

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」

TEL 0749-48-8115 FAX 0749-48-8143
